総合福祉部会 第6回

H22.8.31 資料1—8

しょうがいしゃそうごうふくしほう かしょう ろんてん いけん **下障害者総合福祉法」(仮称)の論点についての意見** ぶんやえふ ちいきせいかつ しげんせいび (分野 F 地域生活の資源整備) その 1

ぶんやえふ ちいきせいかつ しげんせいび (分野 F 地域 生 活 の資源整備)

こうもくえふ ちいきせいかつしげんせいび そ ち く項目 F-1 地域生活資源整備のための措置>

ろんてんえふ
論 点 F -1-1)ちいきかんかくさ かいしょう
地域間格差を解 消 するために、社 会資源の少ない地域に対してどのよ
じゅうてんてき せさく も こ
うな 重 点 的 な施策を盛り込むべきか?しゃかいしげん すく ちいき たい
とのようである。
・・・2

ろんてんえふ ちいき あんしん く さーびす しえん かくほ 論 点 F-1-2) どの地域であっても安 心して暮らせるためのサービス、支援を確保するた ざいげん しく かんが めの財 源の仕組みをどう 考 えるか? ・・・15

ろんてんえふ げんこう とどうふけんしょうがいふくしけいかくおよ しちょうそんしょうがいふくしけいかく 論 点 F-1-4) 現 行 の都道府県 障 害 福祉計 画 及 び 市 町 村 障 害 福祉計 画 につい しょうか しんご かた かんが てどう評 価 するか?また、今後のあり 方 についてどう 考 えるか? ・・・31

こうもくえふ じりつしえんきょうぎかい く項目 F-2 自立支援協議会>

るんてんえふ にりつしえんきょうぎかい ほうていか かんが きいき 論 点 F-2-1) 自立支援協議会の法定化についてどう 考 えるか?また、その地域にお かいけつ こんなん もんだい ぐたいてき かいけつ きかん いち ける解決が困難な問題を具体的に解決する機関として、どのように位置づけるべき か?

ろんてんえふ 論 点 F -2-2) 自立支援協議会の議論から社会資源の創出につなげるために、どのよ ざいげんてき うらう ひつよう うな財源的な裏打ちが必要か?

ぶんやえふ ちいきせいかつ しげんせいび (分野 F 地域 生 活 の資源整備)

こうもくえふ ちいきせいかつしげんせいび そち く項目 F-1 地域生活資源整備のための措置>

ろんてんえふ ちいきかんかくさ かいしょう しゃかいしげん すく ちいき たい 論 点 F-1-1) 地域間格差を解 消 するために、社 会資源の少ない地域に対してどのよじゅうてんてき せさく も こうな 重 点 的な施策を盛り込むべきか?

あさひないいん 【朝比奈委員】

〇結論

じぎょう にないて おおきなねっく とどうふけん しゃかいしげん へんざい 事業の担い手がいないのが大きなネックになっている。都道府県が社会資源の偏在 じょうきょう はあく ひつよう おうじてじげんてき さーびす ちいき さんにゅう じ状 況 を把握しながら、必要に応じて時限的にサービスのない地域に参入する事ぎょうしゃ ほうしゅう かさん おこなう ばしょ ていきょう おこなう ゆうどうてき しさく ひつよう 業 者に報酬の加算を行う、場所の提供を行うなどの誘導的な施策が必要。

あらいいいん 【荒井委員】

けつろん **〇結論**

せいど うんえい しちょうそん ちいきかんかくさ かいしょう しちょうそん 制度を運営するのは市町村であるため、地域間格差を解消するための、市町村たい くに けん じんてきぶってきしえん かた あわ ぎろん ひつよう かんが に対する国・県の人的物的支援のあり方も併せて議論する必要があると考える。 りゅう 〇理由

げんじょう しちょうそんかん しょうがいふくし さー び す きばん かくさ かくさかいしょう ため 現 状 では、 市 町 村 間 で 障 害 福祉サービス基盤に格差があり、格差 解 消 の 為 のほうさく じゅうぶんはか かん 大 が 十 分 図 られているとは言えないため

じどうふくしほうかいせいあん しょう じしせつたいけい さいへん ぎろん 児童福祉法改正案において、①~③の障がい児施設体系の再編が議論されている。

- つうしょけい にゅうしょけい べった たいけい ① 通所系と入所系を別立ての体系にする
- ② 障がい種別による区分けをなくす
- ううしょけい いっぽんか しちょうそん じっししゅたい ③ 通所系は一本化し市町村を実施主体とする

かいせいあん じんてき ぶってきしげん いし かんごし りがくりょうほうし りょういくきかんとう しかし、改正案は人的・物的資源(医師、看護師、理学療法士、療育機関等) ちいきへんざい もんだい ぬ ぎろん かし さいせいりょく とぼ しょうきぼの地域偏在の問題を抜きに議論されている嫌いがあり、財政力の乏しい小規模しちょうそん じゅうみん にーず こた さーびす ほんとう ていきょう ぎもん 市町村において、住民のニーズに応えるサービスが本当に提供できるのか疑問があるため。

いざわいいん 【**伊澤委員**】

〇結論

こく ざいげんてき ほじょ しくみ ひつよう ちいきじりつしえんきょうぎかい 国が財源的に補助する仕組みが必要であるとともに、地域自立支援協議会のかっせいか ちいきかだい ていあん つよめる 活性化をはかり、地域課題としての提案を強める。

〇理由

すきま うめるもの はいきせいかつしえんじぎょう ある はほう ざいげん 隙間を埋めるモノとして、地域生 活支援事 業が有るが、それが地方の財 源によって さゆう くに せきにん じっし じりつしえんきょうぎかい じぶん 左右されているので、国の責 任として実施する。また自立支 援 協議会には自分たちのまち じぶん かんがえつくる いしき もって かだい かいけつ 街を自分たちで考え作るという意識をしつかり持ってもらい、課題をとらえ、解 決に とりくむ 取り組む。

いしばしいいん 【石 橋委員】

けつろん **〇結論**

しゃかいしげん すく ちいき りょうしゃ すく ちいき おも じりつしえんきょう 社会資源の少ない地域とは、利用者が少ない地域と思われるので、自立支援協 がい じちたい きょうりょく せいび こういきか はか じぎょうしょ じょせい 議会など $2\sim3$ の自治体で協力して整備するなど広域化を図り、事業所への助成、いどうしゅだん じょせいさく も こ 移動手段への助成策を盛り込む。

いっぽう ちいきせいかつしげん とぼ けん きゃく しせつせいび ゆ とど 一方、地域生活資源の乏しい県は逆に施設整備が行き届いているケースもある。
せいさく く こ ひつよう
バランスをとれるように政策に組み込むことも必要です。

〇理由

しゃかいしげん ていぎ ひつよう社会資源の定義が必要

じちたいまた ちい じちたい しきんめん たいへん また りょうしゃすう かぎ 1つの自治体又は、小さな自治体だけでは、資金面も大変、又、利用者数にも限りがある。

うじたいいん 【氏田委員】

けつろん **〇 結 論**

ちいきかんかくさ りゆう しゃかいしげん すく げんいん きゅうめい じゅうよう かんが 地域間格差の理由や社会資源の少ない原因を究明することが重要であると考える。一般には、小さな市町村においては障害者が少ないこと、そのための社会資源を含めた地域で生活する体制の整備すること事態が困難な状況があると考えられる。そのような地域においても障害者が生きていくことを保障していくとすれば、身近しちょうそん せきにん しょうがいしゃ いっぱん さいき せいかつ たいせい せいび こんなん じょうきょう かんが あると 考えられ ちいき せいかつ たいせい せいび こんなん じょうきょう かんが あると 考えられ ちいき かん しょうがいしゃ いっこと 保障していくとすれば、身近しちょうそん せきにん ちょうがいしゃ さー びす たいきょう しゅうよう である。 もほう しょうがいしゃ しさく カービスを提供していくことが重要である。 たいせい こうちく 地方が障害者の施策をきちんとマネジメントできる体制を構築するべきである。 そ

のためには、財源をともなった権限を地方に移譲していくことも必要である。そのさい、くに、やくわり、ちほう、やくわり、めいかく際、国の役割と地方の役割を明確にして、それぞれの責任を果たしていくべきである。あるいは、より普遍的な制度(例えば、賛否両論はあろうが介護保険制度など)を活用していくことも一つの可能性として考慮されるべきである。

〇理由

げんじつてき かだい たんきかん しょうがいしゃ しゃかいしげん ちいきかくさ すく ちい 現 実 的 な課題として、短期間に障害者の社会資源の地域格差を少なくして、小さ しちょうそん しょうがいしゃ う ちいき せいかつ かんが さんぴりょうろん な 市 町 村 など障害者が生まれた地域で生活することを考えれば、賛否 両論はあったと かいごほけん ふへんてきせいど かつよう しょうがいしゃしさく こうちく ろうが 例えば介護保険などの普遍的制度を活用して障害者施策を構築していくことも選択肢の一つとして考慮されなければ、従来のように県内の特定の地域にとも選択肢の一つとして考慮されなければ、従来のように県内の特定の地域にころに おお しせつ つく にゅうしょ おお とし うつ す つてしまうのではないかと危惧する。

_{おおくぼいいん} 【大久保委員】

けつろん **〇結論**

しゃかいしげん とぼ さまざま 社 会 資源が 乏 しく、また、サービス基盤の整備が 進 まない地域については、様 々 な りゅう かんが 理由が考 えられるところから、モデル地域を 示 すだけにとどまらず、都道府県と 連 携 し じっちちょうさ じっし た実地 調 査 を実施し、そこから 導 き出された 主 たる課題を「重 点 施策」とすることが かんが 考 えられる。

くに しさく きょうか ちいき ぎょうせい じゅうみん ちいき してん また、国の施策の強化とともに、地域の行政や住民による地域づくりの視点もあたと ちいきじりつしえんきょうぎかい かっせいか じゅうよう かんがる。例えば、地域自立支援協議会の活性化なども重要と考える。

りゆう 〇理由

いっぱんてき しゃかいしげん すく ちいき なかやままべ おも 一般的に社会資源が少ない地域は中山間部と思われているが、都市部であってもとぼ じょうきょう りゆう せいり たいさく けんとう 乏しい状況もある。それらの理由を整理し、対策を検討しなければならない。そのけっか るいけいか しゃかいしげん じゅうじっ とりく けっかてき じゅうてんてき 結果、類型化された社会資源を充実させるための取組みが、結果的に「重点的なしさく あわ ちいき じりっしえんきょうぎかい とりく じったい 施策」になる。また、併せて、それぞれの地域の自立支援協議会の取組みの実態についても注目する必要があると考える。

^{おおはまいいん} 【大 濱委員】

けつろん **〇結論**

し ちょうそん じかん にち じゅうどほうもんかいごじぎょうしょ きゅういんとう 1800市町村すべてで 24時間365日サービスができる重度訪問介護事業所(吸引等にも

たいおう ふくすうせんたく じぎょうしょた あ しえんさく かしつけ じょせい もう 対応)を複数選択できるように事業所立ち上げ支援策(貸付や助成など)を設けるべきである。これらの問題を解決するためのNPO等の当事者団体の新規の事業所立ち上げに助成する。

- じゅうどほうもんかいご きゅうじんひょう じょせい・ 重度訪問介護ヘルパーの求人費用の助成
- たけん じゅうどほうもんかいごじゅこう こうつうひ じょせい じゅうどほうもんかいごけんしゅうさんか じ・他県への重度訪問介護受講のための交通費の助成、重度訪問介護研修参加時のへじきゅう たけん けんしゅうさんか いどうじかん じきゅう じょせい ルパー時給と他県への研修参加のための移動時間の時給の助成。

りゅう 〇理由

じゅうどほうもんかいご きょたくかいご じゅうど しょうがいしゃ ていきょう じぎょうしょ 重度訪問介護・居宅介護で、重度の障害者にサービス提供してくれる事業所がないこもんだい きゅういん じんこうこきゅうき りょうしゃ かいご しんや ふく じかんとが問題になっている。吸引、人工呼吸器の利用者の介護、深夜を含む24時間365にちたいざいかいご としぶ ふそく かそち じぎょうしょ もんだい 日滞在介護、は都市部でも不足。過疎地の事業所がない問題などがある。

けつろん **〇結論**

でゆうどぼうもんかいご ばあい かいごぎじゅつ こうど もと 重度訪問介護の場合、介護技術が高度なものが求められることや、1回のサービスが じかん きほん しんき りょうしゃ たいおう 8時間を基本としているため、常勤のヘルパーを数人雇って新規の利用者に対応するひつよう にゅういん しぼう とつぜん りょうちゅうし たい ほしょう じょきんしょくいん 必要があるが、入院や死亡や突然の利用中止などに対する補償がない。常勤職員にはせいかつ ないこ ばあい ろうきしょ ちゅうさい げつ じんけんひほしょう 生活がかかっており、解雇する場合には、労基署の仲裁では3~4か月の人件費保障をだ ひつよう 出す必要がある。これを助成する制度が必要。

りゅう 〇理由

にはまう しんき さいじゅうど りょうしゃ りょう きぼう じょうきん こよう この保証があれば、新規の最重度の利用者が利用を希望すれば、常勤ヘルパーを雇用しけんしゅう じゅうぶんぱにな かいご おこな て研修を十分行って、介護を行うことができる。それができないため、ほとんどの事業所 じゅうどほうもんかいご いらい こた は重度訪問介護の依頼に応えることができない。

けつろん **〇結論**

していきじゅん おならしてい おならしてい 指定基準はそれを満たしたら必ず指定しなければいけない制度だが、各都道府県で国 きじゅん ふほう きょうか しどう おな もんだい じかんたいせい おな じゅうど の基準を不法に強化して指導を行う問題がある。24時間体制でサービスを行う重度 ほうもんかいごじぎょうしょ ふそく なか もんだい とどうふけん どくじきせい くに訪問介護事業所が不足している中、問題である。このような都道府県の独自規制は国が しどう

りゅう **〇**理由

とどうふけん じゅうどほうもんかいごとう していしんせい さい たとえば、ある都道府県では、重度訪問介護等の指定申請に際して「その地方はすでにかいごほけん じぎょうしょ しんせつ りょうしゃ かんが なお かんが なお かんが なお かんが なお ひても利用者がいないので考え直したらどうか」な しどう おこな どの指導を行っている。

けつろん **〇結論**

りゅう 〇理由

しゅうどほうもんかいご たの ていきょう じぎょうしょ もんだい 重度訪問介護は頼んでもサービス提供してくれる事業所がほとんどないという問題 れんぞく じかんいじょう りょう ぜんてい せいど しきゅうけってい でがあるが、連続8時間以上の利用が前提の制度のため、支給決定さえしっかり出れば、 たんきょり しえん かのう えんきょり か じんけんひ ほじょ 遠距離から支援することが可能。遠距離から駆けつけるための人件費の補助があれば、 きう とうじしゃだんたいとう かくとどうふけん つく かいけつ おお 運動性があるNPO等の当事者団体等を各都道府県に作れば、解決できることは多い。

おかべいいん

けつろん **〇結論**

じゅうどほうもんかいご ちいきいこう こうけん いっぽう りょうしゃ ひょう ひかくてき 重度 訪問介護など地域移行に貢献する一方で利用者あたりの費用が比較的こうがく じんこうひ そうりょうがく いちていがく こ ぶぶん こっこ高額となるサービスについては、人口比で総利用額が一定額を超えた部分の国庫 ふたんひりつ たか じちたいふたん けいげん ちょうせいききん もう 負担比率を高め自治体負担を軽減するための調整基金を設けるべき。

_{おざわいいん} 【小澤委員】

けつろん **〇結論**

- しゃかいしげん すく ちいき さーび すほうしゅうたんか つうじょうすいじゅん うわの・社会資源の少ない地域でのサービス報酬単価を、通常水準よりも上乗せする。
- ぼらんてぃぁ ちいきじゅうみんかつどう そしきか ききん くに そうせつ・NPO、ボランティアや地域住民活動の組織化のための基金を国に創設し、そのざいげん ちいき そしきか せっきょくてき すいしん 財源をもとに、地域の組織化を積極的に推進する。

の理由

みんかん さーびすじぎょうしゃ きも **・** 民間のサービス事業者がやれる気持ちをもつために。

いんぶぉーまる ちいきかつどう そしきか まも すいしん・インフォーマルな地域活動の組織化のためには、思いだけでなく、それを推進する じんざい しきん ひつよう 人材と資金が必要。

ぉ の いいん 【**小野委員**】

けつろん **〇結論**

とうめん くに しげんせいびけいかく ざいせいふたん きょうか 当面は、国の資源整備計画と財政負担を強化すべきである。

りゆう 〇理由

じちたい じちたい ざいせいふたん きょうか ほうほう かくさ かいしょう 自治体まかせや自治体の財政負担を強化する方法では、格差の解消につながらないため。

かどやいいん

けつろん **〇結論**

ばんじょう いじ かんが きけん せいしんほけん ばあい いりょうひ ざいげん 現状を維持したまま考えるのは危険です。精神保健の場合は、医療費などの財源もふく いりょうひ たくさんつか けん あら しゃかいしげん ざいげんとうし 含み、医療費を沢山使っている県に、新たに社会資源の財源投資をするのはふびょうどう う 不平等を生みます。

げんじょう ぜんてい いちど にゅうしょしせつざいげん にゅういんざいげん ちいき 現 状 を前 提とするのではなく、一度、入 所 施設 財 源、入 院 財 源 だけでも地域に ざいげんいこう けんとう ちと しゃかいしげん すく 財 源 移行を 検 討 すべきです。それらの 検 討 の後 に 社 会 資源の 少 ないところへのほうさく かんが 方 策 を考えるべきです。

りゆう 〇理由

ちいきせいかつしげん ざいげん ひと ひつよう けんざい しせつ つか 地地域 生 活 資源は、財 源 と 人 が 必 要 なのですが、現 在 まで、施設に 使 われてい ざいげん はたら ひと ちいきいこう けいかく た 財 源 とそこに 働 く 人 の地域移行についてどのような 計 画 が立てられ、どのようなしさく てんかい あき にゅうてんしさく かんが まも 施策が 展 開 しているのかを 明 らかにしてから 重 点 施策を考えるべきと思います。

かわさき たつ いいん 【河崎(建)委員】

けつろん **〇結論**

たてわ ぎょうせい はい けんじょうしゃ ならうきょうさー びす なに と なお 縦割り行政を廃し、健常者のためだけではない公共サービスとは何かを問い直きかい びょういん とく みんかんびょういん ちいき は すよい機会である。病院、特に民間病院がこれまでそれぞれの地域で果たしてきたきのう てきせつ ひょうか こんごさら しえん 機能を適切に評価し、今後更にこれを支援するかたちでの施策の展開を期待する。

りゅう **〇**理由

みんかん ふさいさんぶもん てんかい こんなん しゃかいしげん こうてきさ ー び す じゅん 民 間 は不採算部門への展 開 が 困 難 であり、社 会 資源は 公 的 サービスに 準 じるべ しちょうそんやくば ゆうびんきょく かいごしせつ がっこう くにどくじ しゃかいしげん かつようき。市町村役場、郵便局、介護施設、学校など、わが国独自の社会資源の活用をはか じんてき じゅんこうむいん いち みんかんせいしんかびょういん じんこう図る。人的にも準公務員として位置づける。また、民間精神科病院は、ほぼ人口まんにん かしょぶんぷ にゅういんきのう ちゅうしん びょういんせいしんいがく と10万人に1ヶ所分布し、いわゆる入院機能を中心とした「病院精神医学」に止ましゃかいふっきしせつ せつりつうんえい ちいき しゃかいしげん かいはつ どりょくらず、社会復帰施設の設立運営などの地域の社会資源の開発に努力してきた。

かわさき よう いいん 【川崎(洋)委員】

〇結論

ちいきかんかくさ ざいげん もんだい かいけつ ぎもん 地域間格差は財源の問題だけで解決できるかは、疑問である。それぞれの地域性をいかし せいかつ しょうがいしゃ にーず たいして しげんかいはつ ひつよう 生かし、またそこで生活する障害者のニーズに対しての資源開発が必要である。 ぜんこくいちりつ しゃかいしげん せいび ちいき なん ひつよう ちょうさ ひつよう 全国一律の社会資源の整備ではなく、地域で何が必要か調査をしていく必要はないか。

〇理由

必要な資源が生み出せない背景は資源不足であるが、その地域で生活する障害者の真に 必要な資源の開発が重視されるべきではないか。

きみづかいいん 【君 塚委員】

けつろん **〇結論**

とく りょういき しゃかいしげん とぼ せんもんす たっふ じんざいいくせい かだい 特にこどもの領域では社会資源に乏しく、専門スタッフの人材育成に課題があきょてんしせつきのう じゅうじつ ひつよう とき ひつよう ばしょ じんざいはけんり、拠点施設機能を充実させ、必要な時に必要な場所への人材派遣ができるようしさく も こに施策に盛り込む。

ゆうきげん にゅうしょ かくしゅせんもんしょく そろ とくべつしえんがっこう へいせつ したい 有期限の入所で、各種専門職が揃い、特別支援学校を併設している肢体 ふじゅうじしせつ がいらいりょういく つうじょじぎょう たんきにゅうしょ しせつがいしえん ひら 不自由児施設は、外来療育、通所事業、短期入所、施設外支援をおこなっていて開 じゅうよう しゃかいしげん かんが かれたものであり、重要な社会資源であると考えている。

りゆう 〇理由

ちいき とくせい おう せんもんす たっふ じんざいいくせい きょてんしせつ おこな ひつよう とき 地域の特性に応じて、専門スタッフの人材育成は拠点施設で行い、必要な時 ひつよう ばしょ じんざいはけん ざいげん かくほ に必要な場所への人材派遣ができるように財源を確保する。

したいふじゅうじしせつ ちいき かていしえん しせつがいじぎょう 肢体不自由児施設における地域・家庭支援としてのおこなっている施設外事業につい さんしょう て、参照してください。

こんどういいん 【近藤委員】

けつろん **〇結論**

くに せきにん ざいせいしえんとう ちいきかんかくさ かいしょう 国の責任として、財政支援等により地域間格差を解消すべきである。

たいき に - ず はあく しょうがいしゃさんか ひっす しょうがいふくしけいかく また、地域におけるニーズを把握するため、障 害 者参加を必須とする障 害 福祉計 画 をさくせい じつげん じげんりっぽうとう いっていねんげん と く 作成し、その実 現にあたっては、時限立法等により一定年限で取り組むべき。

りゅう **〇**理由

ちいきかんかくさ げんいん おお ざいげんもんだい しょう かんが 地域間格差の原 因の多くは、財 源 問 題から生じているものと考えられる。

さのいいん【佐野委員】

けつろん **〇結論**

しょうがいしゃ たい しさく さいりょうてきじぎょう ぎむてきじぎょう いち ぜんこく 障害者に対する施策は、裁量的事業ではなく、義務的事業とし位置づけ全国どだれ いってい すいじゅん みこでも、誰でも一定の水準を満たせるサービスや支援を確保できるようにすべきである。

りゆう

たけばたいいん 【**竹 端**委員】

けつろん **〇結論**

ちいい ちいせい しいせい かん とく 地いき移こう、地いき生かつ資げん整びに関する特べつなたいさくをするべきだ。 りゆう

〇理由

論点 E-2-1) でもふれたが、これまでの入しょ施せつや精しんか病 いんにふりむけてきたたくさんのお金を、ちいきにふりむけ、重てん的に使うための、10年たんいくらいの特べつなたいさくを、そう合てきに行うべきである。

たなか のぶ いいん 【田中(伸)委員】

けつろん **〇結論**

しゃかいしげん すく ちいき たい くに しゃかいしげんせいびちいき してい ねこな 社 会 資源の少ない地域に 対しては、国が「社 会 資源整備地域」として指定を行い、 してい ちほうこうきょうだんたい せいび かねんけいかく さくてい ぎむ 指定された地方公共 団体は、「整備5カ年計画」などの策定が義務づけられるような しさく ひつよう さくてい せいびけいかく かんぜんじっし たんほ くに 施策が必要である。そして、策定された整備計画の完全実施を担保するため、国が

ざいせいてきえんじょ ねこな くに ちいき れんけい せいび 財政的援助を行うなど、国と地域とが連携して整備にあたるべきである。 りゅう

〇理由

けんりじょうやく じょう さだ ちいき せいかつ けんり しんぽう ちゅうしん す いじょう 権利条約19条が定める「地域で生活する権利」を新法の中心に据える以上、じつげん む くに ちほうこうきょうだんたい きょうりょく その実現に向けて、国と地方公共団体が協力していくべきである。そして、社会しげん せいび ちいき せいかつ けんり じっしつか ひつょうふかけつ 資源の整備は、「地域で生活する権利」を実質化するために必要不可欠なものであるから、その実現に向けて国及び地方公共団体の努力を促すような施策を実施すべきである。

なかにしいいん

けつろん **〇結論**

くにおよ とどうふけん ききん かくさ かいけ 国及び都道府県に基金をつくり格差を解消すべきである。

りゅう

ちいきかんかくさ とどうふけんかんかくさ とどうふけんない しちょうそんかんかくさ ちょうせい 地域間格差には都道府県間格差と都道府県内の市町村間格差があり、その調整 きかん くに かくさちょうせいききん もう さーびすりよう ふたん とどうふけん機関としては、国に格差 調 整 基金を設けサービス利用で負担のかかりすぎた都道府県 しえん ききんぶんぱいそうち ひつよう ひょう つか す ばっ を支援する基金分配装置が必要である。費用を使い過ぎたから罰せられるのではなく ^{ちいきいこう ききん つか しょうれい しすてむ こうちく ひつよう 地域移行の基金は使うことが 奨 励 されるようなシステムの構 築が必要である。} じっさいちいきいこう おこな ぜんめんてき ざいせいふたん しちょうそん か実際地域移行を行うのは全面的な財政負担を市町村に課すことになるので、 こっか ほしょう おこな とうぜん とどうふけん ちいきいこうすいしんききん もう 国家が保障を行うのは当然である。都道府県にはまた地域移行推進基金を設け、 しちょうそんまい ざいせい ふたん けいげん ちいきかんかくさ 市 町 村 毎 での 財 政 の負担の 軽 減 をはかるようにする。地域 間格差があるからといっ さーびすりょう もっと ひく しちょうそん きじゅん ききん ぶんぱい て、サービス量を 最 も低い市町村を基準として基金を分配するのではなく、よく じぎょう ぉこな ちうぶん ひょうぶんぱい ぉこな さーびす 事業を行ったところには応分の費用分配が行われるべきであり、サービスの れべる ひく しちょうそん ききん じゅえき しすてむ さーびすれべる レベルの低い市町村は基金を受益できないようなシステムでよい。サービスレベルの ひく しちょうそん れべる たか しちょうそん とどうふけん りょうしゃ なが 低い市 町 村からレベルの高い市 町 村、都道府県に利用者が流れることになるので、 しちょうそんさ - びすかくさ りょうしゃ たけん たし なが 市町村サービス格差があるために利用者が他県や他市に流れたものについては、 りゅうにゅう しちょうそん りゅうにゅう う がわ しちょうそん ざいせいししゅつ ようせい 流 入 をもたらした市町村に流入を受けた側の市町村が財政支出を要請 ざいせいししゅつ ようせい しちょうそんとくれい もう できるようにする市 町 村 特 例 を設 けるべきである。フィンランドのヘルシンキにおい りゅうにゅうしゃ もと しちょうそん ざいたくさーびす ひょう ちょうしゅう ては流入者について元いた市町村に在宅サービスの費用を徴収するように りゅうしゅつもと しちょうそん ざいせいふたん けっか しちょうそんかくさ かいけして、 流 出 元 の市 町 村への財 政負担をさせた結果、市 町 村格差が解消されて たし ぱっそくきん はら いった。つまり他市に 罰 則 金 を払 うくらいなら自分の市のサービスを良くしようとい ぃゎ゙^{ゖ ゎ てぃ ヾ} **うインセンティブがはたらいたためである**。

なかはらいいん

けつろん **〇結論**

くに とどうふけん れんけい ちいきしげん じったい はあく うえ ちいき じゅうてんてき 国と都道府県が連携して地域資源の実態を把握した上で、地域ごとに重点的なしまく かだい あき ひつよう じりつしえんきょうぎかい と く ちが 施策とすべき課題を明らかにする必要がある。また、自立支援協議会の取り組みの違いかくさ じりつしえんきょうぎかい きのうきょうか じゅうようによる格差もあると考えられることから、自立支援協議会の機能強化も重要となる。

にしたきいいん 【西 滝委員】

けつろん **〇結論**

くに せきむ とどうふけん さいていひつよう しゃかいしげん もくひょう がいどらいん 国の責務による都道府県で最低必要な社会資源の目標についてガイドラインをせってい せいび なに ちほうじちたい ざいせいふたん ふ ひつよう 設定し整備にあたっての国・地方自治体の財政負担を増やすことが必要である。 ちほうこうきょうだんたい へるぱ しゅわつうやくしゃ せんもんしょく はいち しえん そのうえで、地方公共団体がヘルパーや手話通訳者などの専門職を配置し支援にあたるべきである。

のはらいいん 【野原委員】

of to 3ん O結論

ふくしいりょう ぶんや しじょうけいざいか かぶしきかいしゃさんにゅう きせい くに じちたい ふくし 福祉・医療の分野への「市場経済化・株式会社参入」を規制、国と自治体の福祉 けんこう たい せきにん あらた めいかくか なんびょう ちいきほけんほう ほけんじょと 健康に対する責任を改めて明確化し、難病でいえば地域保健法と保健所のやくわり みなお ひつよう うえ かそち ふくし いりょうしせつ しんたいけい きょうどう役割の見直しが必要。その上で、過疎地などへの福祉・医療施設・新体系(協働 そしき したん おこな にえん おこな とした にりかるべき支援を行う。

ひがしがわいいん 【東川委員】

けつろん **〇結論**

かん せいび にゅうみん きょうりょく カード 面の整備ではなく、住 民の協力などによって、その地域での生活が可能にしく こうちく もと なる仕組みを構築することが求められよう。そのためには、住 民の意識改革が必要 さべつきんしほう せいてい かんれん いしきかいかく さべつかん かいしょう となる。差別禁止法の制定とも関連して、ソフトな意識改革、差別観の解消などをいかにして図るかが重要である。

ふくいいいん 【福井委員】

けつろん **〇結論**

こんご しゃかいしげん かくじゅう そうだん う きょてん ちいき 今後、社会資源を拡充していくために、相談を受けるための拠点づくりと、地域ふくしかくじゅう かか じんざい いくせい ぷろじぇくと せっち ざいせいてきほしょう福祉拡充に係わる人材の育成とプロジェクトの設置、そのための財政的保障など。 りゅう

〇理由

とうじしゃ ようきゅう う と せいさくか じつげん しく づく はじ 当事者の要求を受け止め、政策化し実現していくための仕組み作りから始める。

^{ふじおかいいん} 【藤 岡委員】

けつろん **〇結論**

へいきん にち じかんいじょう かいごしえん ぜんがくこっこ ふたん 平均1日8時間以上の介護支援は全額国庫が負担する。

りゆう

くに ほしょうぎむ ひと 国のナショナルミニマム 保 障義務の一つ。

ますだいいん 【増田委員】

〇結論

みんかんじぎょうしゃ しせつせいび おこなうさい はーどる ひくく しせつ せっち 民間事業者が施設整備を行う際のハードルを低くしていく 施設を設置していくさい とち かくほ けんせつひ こうひ ふじゅうぶん じこしきんづくり おわれる とち際に土地の確保,建設費も公費だけでは不十分で,自己資金づくりに追われる.土地のむしょうたいあたえ けんちくひ みなおし ひつよう 無償貸与や建築費の見直しが必要.

みうらいいん 【三浦委員】

けつろん **〇結論**

ちいきじりつしえんきょうぎかいとう かつよう しゃかいしげん かだい ちいきぜんたい かんが ひつよう 地域自立支援協議会等を活用し、社会資源の課題を地域全体で考え、必要なたいおう かんが しく ば もう しゃかいしげん かいはつ せいび ひつよう対応を考える仕組みや場を設けるとともに、社会資源の開発・整備に必要と ざいげん いっていくに せきにん はいぶん しく けんとう ひつようなる財源については一定国の責任において配分できる仕組みを検討する必要がある。

しゃかいしげん かいはつそくしん ざいげんもんだい あ せきにん せっちしゅたい いしき また、社会資源の開発促進は財源問題と合わせて、責任・設置主体の意識のこうじょう せんしんてきちいき しげん せいびじょうきょう のうはうとう ぜんこくてき きょうゆう 向上や、先進的地域での資源の整備状況 やノウハウ等を全国的に共有するしく けんとう 仕組みも検討するべき。

りゆう 〇理由

ちいき しゃかいしげん げんじょう りかい なに ひつよう せっぱい せい でんじょう りかい なに ひつよう 地域ごとに社会資源の現状を理解し、何が必要となるのかをしっかりと議論でき

じょうきょう つくだ ひつよう うえ しげん せいび ざいせいてきる 状況 を作り出すことが必要であり、その上で、その資源を整備する財政的なしえん さーびすじぎょうしょ そだ じゅうよう かんが支援やサービス事業所を育てることも重要であると考えるため。

^{みつますいいん} 【光 増委員】

けつろん **〇結論**

せービス提供事業者が参入し安定した事業展開が可能となる地域単価 せってい む けんとう ひっよう の設定に向けた検討が必要である。また、サービス提供事業者の参入についるっていきょうじぎょうしゃ さんにゆうの設定に向けた検討が必要である。また、サービス提供事業者の参入についるっく せってい おこな たよう じぎょうしょ うなが こうつうじゃくしゃ かいしょう いどうて特区の設定を行い、多様な事業所を促す。交通弱者を解消すべく移動しゆだん つうきん つうがく つうしょ かくほ ふかけつ 手段!通勤・通学・通所の確保が不可欠。

りゅう

でいきょうじぎょうしゃ ぜんい ょ どころ しゃかいしげん ま つづ サービス 提 供 事 業 者の善意を拠り 所 とした社 会資源をいつまでも待ち続けるわけにはいかない。特区設定ではあっても、一定の条件(サービス提供にかいってい じょうけん はんしゅう ゆうしかくしゃ かくほ けいけんねんすう けいげん ともな けんしゅうきょうか ひっょうかる研修・有資格者の確保・経験年数の軽減に伴う、研修強化)が必要である。

こうきょうこうつうきかん つうきん しゅうろう がっこう そうげい 公 共 交 通機関がなく、通 勤できず、就 労できない。こどもの学 校への送 迎でははおや はたら はたら そうげい つうしょ 母 親 が 働 きたくても 働 けない。送 迎サービスがないので 通 所 できない。

もりいいん 【森委員】

〇結論

ちいき じんこうきぼ ちいき とくせい ふ いく るいけいか ちいき 地域の人口規模や地域の特性を踏まえて、幾つかの類型化をはかり、そのための地域せいかつしえん かた けんとう かんが 生活支援のあり方を検討すべきと考える。

〇理由

こうれいしゃしえん しょうがいしゃしえん ふく ちいき せいかつ しえん かた けんとう 高齢者支援、障害者支援を含めた地域生活支援のあり方を検討すべき かんが と考える。

ゃまもといいん 【山 本委員】

けつろん **〇結論**

ざいせいてきほしょうまず 財 政 的 保 障

りゅう **〇**理由

ろんてんえふ ちいき あんしん く さーびす しえん かくほ 論 点 F-1-2) どの地域であっても安 心して暮らせるためのサービス、支援を確保するた がんが めの財 源の仕組みをどう 考 えるか?

いしばしいいん 【石橋委員】

-けつろん **〇結論**

こくみん 国民のセーフティネットとなるためにも財源は、税とする。そのためには、広く こくみんてきりかい え こうほうかつどう ひつよう 国民的理解を得る広報活動が必要である。

うじたいいん 【氏田委員】

けつろん **〇結論**

しょうがいしゃ ちいきせいかつ かんが 厚害者の地域生活を考えれば、身近な市町村が責任をもって障害者のせず生活を考えれば、身近な市町村が責任をもって障害者の こころ こころ こころ こころ とにコミットしていくのには限界がある。地方が障害者の施策をきちんとマネジメントできる体制である。 ないばん ないさん と ないじょう いじょう しょうがいしゃ しさく まねじめんと ないせい まねじめんと たいせい まねじめんと たいせい ないばん ちほう いじょう はいばん ちほう いじょう はいばん ちゅう いじょう とがいばん まるべきである。そのためには、財源をともなった権限を地方に移譲していている。 ない ないばん ぎろん おこな くことが必要である。地方交付税を含んだ財源の議論を行うべきである。

〇理由

にようがいしゃ ちいきせいかつ かんが 厚害者の地域生活を考えれば、身近な市町村が障害者福祉施策の実施主体として責任を果たせるような体制を構築していくことが必要である。そのためにはざいげん がいまう いじょう にゅうよう が必要である。そのためにはざいげん がいまう いじょう にゅうよう がいしゃふくしき である。地方交付税を含さいげん ぎろん おこな かくき である。今後も障害者福祉サービスはますます増大することを考えれば、その財源を確保することは最重要課題であると考える。しかし、国ちほう きび い現状や今回の消費税議論を考えれば、財源の確保も非常に厳しい状況があるのではないか。そのような状況を考えれば、賛否両論はあろうが、げんじつてき せんたくし かいごほけんせいどとう かつよう けんとう 現実的な選択肢として介護保険制度等の活用を検討することも必要かもしれない。現

_{おおくぼいいん} 【大久保委員】

けつろん **〇結論**

ふくし ぜんたい しゃかいほしょうぜんたい ざいげん もんだい ぬ ろん 福祉サービス全体 (あるいは社会保障全体)の財源の問題を抜きに論ずるこいわかん りそうろん つぎ かんが とに違和感があるが、理想論としては次のように考える。

こっこふたんきじゅん はいょ くに ふん とどうふけん ぷん かくほ うぇ しく 国庫負担基準を廃止し、国2分の1、都道府県4分の1を確保し、その上で、市区 たようそん きぼ じんこう しちょうそん ふたん ふたんそうがく じょうげん さだ 町 村の規模 (人口)によって「その市 町 村が負担すべき負担総額の上限」を定め、 ここ ぶん くに とどうふけん じどうてき ざいげんほ しく それを超えた分については国と都道府県が自動的に財 源補てんする仕組みとする。そ とうぜん じんこう すく ちいき しちょうそん ふたん ふたんそうがく じょうげん うすれば、当然、人口の少ない地域は「その市 町 村が負担すべき負担総額の上限」 しきゅうけってい しぶ じょうきょう かいけ かんが 低く抑えられるため、支給決定を渋るという状況は解消されると考える。

_{おおはまいいん} 【大 濱委員】

けつろん **〇結論**

できせつ う げんじょう 重度であるほどサービスが適切に受けられていない現状がある。

はきょうひ しちょうそんふたん ぶん りょうしゃ にち じかんいか りょう 訪問 系サービスの事業費の市町村負担25%分は、利用者が1日8時間以下の利用にかぎ ふたん にち ほうもんけい りょう じかん こ ぶぶん くに せきむ くに限って負担させ、1日の訪問系サービスの利用が8時間を超えた部分は、国の責務で国けん ぜんがくふたん しちょうそんふたん ていどと県でほぼ全額負担すべき。(市町村負担を1%程度に)。

りゅう 〇理由

しょうきぼしちょうそん かだい ざいせいあかじしちょうそん じりつ せいかつ いな けんり ほしょう せいど 小規模市町村、過大な財政赤字市町村でも自立した生活を営む権利を保障する制度せっけい 設計であるべき。

「自ら選択した地域において自立した生活を営む権利を有する・・・制度の構築に当た 「自ら選択した地域において自立した生活を営む権利を有する・・・制度の構築に当た ちいきかんかくさ しょう じゅうぶん りゅうい いちじいけん さいじゅうど っては、地域間格差が生じないよう十分に留意する。」(一次意見)があるが、最重度の しまうがいしゃ しきゅうけってい おお しちょうそん まも きてい 障害者への支給決定においては、多くの市町村で守られていない。この規定のさらな きょうか ひつよう る強化が必要。

けつろん **〇結論**

ではういん にゅうしょしせつ りっち しちょうそん ちいきいこう かっぱつ おな だんたい キンジス病院や入所施設が立地する市町村や地域移行を活発に行う団体がある しちょうそん いちぶ しちょうそん かいご ひつよう く しょうがいしゃ あつ しちょうそん 市町村など、一部の市町村に介護の必要な1人暮らしの障害者が集まって市町村の ざいせいふたん かじょう もんだい しゅっしんしちょうそん げんじゅうしちょうそん ひょう せっぱん 財政負担が過剰になる問題については、出身市町村と現住市町村で費用を折半するしく どうにゅう さい しきゅうけっていりょう しゅっしんしちょうそん くち だ しく 仕組みを導入する。その際、支給決定量には出身市町村は口を出さない仕組みに。りゅう

〇理由

りとう たけん いてん しょうがいしゃ おお しゅっしんしちょうそん しきゅうけってい くちだ 離島や他県から移転してくる障害者も多く、出身市町村が支給決定に口出しできるしく しょうがいしゃ えんぽう こうしょう せつめい い せいど てききり う 仕組みでは、障害者が遠方まで交渉や説明に行かねばならなくなり、制度が適切に受けばんじょう せいど とどうふけん ふたん しちょうそん しきゅうりょう られないことがおきる。現状の制度でも都道府県は25%を負担するが市町村の支給量にくちだ どうよう しゅっしんしちょうそん くちだ せいど てきせつ 口出しできないのと同様に、出身市町村も口出しできない制度にするのが適切。

けつろん **〇結論**

とく しょうがいとうじしゃ だんたい さんにゅう ばあい ぎょうせい せきにん しえん・特に障害当事者の団体が参入できないような場合には行政が責任をもって支援し うんえい しく ひつよう 運営できるような仕組みが必要

_{おかべいいん} 【岡部委員】

けつろん **〇結論**

くに じちたい ざいせいじょうきょう かがり ちいきじりつせいかつ ひつよう きゅうふ かくほ まず、国 や自治体の財 政 状 況に関らず地域自立生 活に必要な給付を確保することを実定法においてエンタイトルメントする。さらに、重度訪問介護などの地域移行に こうけん いっぽう りょうしゃひとり ひょう ひかくてきこうがく 貢献する一方で利用者一人あたりの費用が比較的高額となることもあるサービスに ちょうせいききん もう じんこうひ そうりょうがく いちていがく こ ぶぶん こっこ ついては調整基金を設け、人口比で総利用額が一定額を超えた部分については国庫ふたんひりつ たか とう しく もう 負担比率を高める等の仕組みを設ける。

ぉ のいいん 【小野委員】

けつろん **〇結論**

しょうがいよさん ふくしょさん たい くに ぶんぱいりつ たか 障害予算、福祉予算に対する国の分配率を高める。

りゆう **〇**理由

くに せいふ しょうがいよさん ぶんぱいりつ ひく ふくしょさん わりあい ほか くに わが 国・政府の障 害予算の分 配 率 はきわめて低く、また福祉予算の割 合で他の国 ひかく すいじゅん と比較しても、低い水準となっているため。

また政府は、歳 入と 歳 出 の 権 限 を 有 する 省 庁 を分けるべきである。

かどやいいん 【門屋委員】

けつろん **〇結論**

ちいきせいかつ めいぶんか ほうりつてき おこな きほんじょうけん あき 地域生活の明文化が法律的に行われれば、その基本条件は明らかであることか さいていせいかつしえんさーびす ないよう ほうりつ しめ とどうふけん いっかつこうふきんら、最低生活支援サービスの内容を法律によって示し、都道府県への一括交付金 ざいげんを財源とする。

でいる こべつきゅうふせいど くに とどうふけん しちょうそん ふたん 現在のままであれば、個別給付制度によって国・都道府県・市町村の負担とする。 りゅう

〇理由

せいどせっけい あき じょうきょう くに ざいげんほうしん めいかく なか いけん だ制度設計が明らかでない状況と、国の財源方針が明確でない中で意見を出す こんなん のは困難。

げんじょう い せいしんほけんふくし りょういき くに しめ いりょうひただし、現状で言えば、精神保健福祉の領域では、国が示した97:3という医療費:

はいるくしひ は でい そん は 15:85 であり、医療に偏りすぎてい 保健福祉費はおかしいのであって、マディソンでは 15:85 であり、医療に偏りすぎてい じったい ざいげん じゅうぶん ちいきせいかつしえんさー びするのが実態です。これを是正するだけで、財源は十分に地域生活支援サービスとし かくほ て確保されます。

すく ほか くにぐに ざいげんもんだい ふく だつしせつかせいさく おにな 少なくとも、他の国々が財源問題も含み脱施設化政策を行ったのであって、にほん とうぜんかんが れきしてきてんかんき おも 日本も当然考える歴史的転換期にあると思います。50:50 としても約9600億円がほけんふくし つか げんざい おくえん ばい ざいげん かくほ さーびす保健福祉に使われるわけで、現在の501億円の19倍の財源が確保されれば、サービスしげんかいはつ いっきょ かいけつ 資源開発は一挙に解決いたします。

かわさき たつ いいん 【河崎(建)委員】

けつろん **〇結論**

くらたいいん 【倉田委員】

けつろん **〇結論**

けんこう ぶんかてき さいていげんど せいかつ ほしょう こっこふたんきじゅん 健康で文化的な最低限度の生活が保障される国庫負担基準であるべき。 くに とどうふけん ざいげんふたん じゅうど しょうがい さいていげんど せいかつ 国・都道府県の財源負担をもとに、重度の障害があっても最低限度の生活がほしょう けいぞくてき じかんしえん ていきょう 保障できるサービス量を継続的(24時間支援)に提供できるとともに、 りょう ちょうか しんさ ちょうか しんさ ちょうか しんさ カービス量の超過については必要性が適切に審査できる仕組みが必要とかんが る。(F-5-1も参照されたい。)

りゅう 〇理由

しちょうそんげんば しょうがいしゃ たよう かちかん 市 町 村 現場では、障 害者の多様な価値観、ライフスタイルに基づくサービスニー ちょくめん こっこふたんきじゅん じっしっズに 直 面 しつつ、サービスの 支 給 量 決 定 においては国庫負担 基 準 を 実 質 じょうげん いしき え じょうきょう たんとうしゃ りょうしゃ じりつしえん 上限として意識せざるを得ない 状況 があり、担当者は利用者ニーズと自立支援 せいど あいだ たいおう ひじょう くりょ 制度の 間 でその対応に非常に苦慮している。

かぎ ざいげん しょうがいしゃ けんこう ぶんかてき さいていげんど せいかつ ほしょう 限られた 財 源 のもと、 障 害 者 の 健 康 で文化的な 最 低 限度の 生 活 を 保 障 する こっこふたんきじゅん しみんごうい え せいどせっけい 国庫負担 基 準(ナショナルミニマム)と市民合意の得られる、わかりやすい制度 設 計 がひつよう さんしょう 必 要 である。(F-5-1も参 照 されたい。)

こんどういいん 【近藤委員】

けつろん **〇結論**

しょうがいしゃしさく よさん しょがいこくな ひ あ ざいげん 障害者施策の予算を諸外国並みに引き上げ、財源とする。そのためには、どのよこくみんてきかだい ひ あ けんとう ひつよううに国民的課題に引き上げるべきかの検討が必要である。

^{すえみついいん} 【末光委員】

けつろん **〇結論**

ひろ ぎろん い なか けんとう ひつよう **広く議論して行く中で検討される必要がある**。

りゆう

いっぽうてき りねん がよ ざいげんろん のぞ 一方的な理念に偏った財源論は望ましくない。

たけばたいいん 【**竹 端**委員】

けつろん **〇結論**

りゅう **〇**理由

お金のない、障がい者のすくない自ち体ほど、国のきじゅんを、自分たちの町の上がんにすりかえてきたれきしがある。それをさせないための財 げんのしくみがもとめられる。ただ、①必ような人に必ような介 じょのお金を支はらう保しょうをする、だけでなく、論点 F-1-1) でみたように、②かくさをなくすための特べつな対さくも、セットでおこなうべきだ。

たなか のぶ いいん 【田中 (伸)委員】

けつろん **〇結論**

ざいげん しく くに とどうふけん しちょうそん てきせつ あんぶんわりあい けんとう 財源の仕組みとしては、国、都道府県、市町村で適切な案分割合を検討すべきである。

りゆう

にほんこくみん しょうがいしゃ きほんてきじんけん ほしょう じっしつか くに せきむ 日本国民である障害者の基本的人権の保障を実質化することは国の責務であ いっとう したが ひょう くに とどうふけん しちょうそん きょうりょく る。従って、このために必要な支援にかかる費用は国、都道府県、市町村が協力して負担すべきである。

なかにしいいん 【中 西委員】

けつろん 〇結論

にち きょたく さ ー び す にち じかん さ ー び す くに とどうふけん 居 宅 サービス においては 1 日 8 時間までのサービス を 国 が 5 0 %、都道府県と しちょうそん わりあい ふたん じかんいじょう さ T び す ぜんがくこっこふたん 市 町 村 が 2 5 % の 割 合 で負担し、8 時間 以 上 のサービスについては 全 額 国庫負担と する。

りゅう **〇**理由

ちょうじかんりょう さーびす よくせい かのうせい あんしんこのことによって長時間利用のサービスに抑制をかける可能性がなくなり、安心 あんしん く して暮らせるためのサービスの 財 源 が確保される。

なかはらいいん 【中原委員】

けつろん **〇結論**

しょうがいしゃふくし かいごほけんせいど しゃかいほけんせいど かんが 管 害 者福祉は、介護保険制度のような社会保険制度はなじまないと 考 える。

しょうがいしゃふくしせいど ぜいほうしき じっし おも くに しゃかいほしょう 障害者福祉制度は税方式で実施すべきと思うが、まずは、この国の社会保障の がんが ビジョンを検討することが重要と 考 える。

しちょうそん ひつよう しえんりょう かくほ こっこふたんきじゅん はいしまた、市町村が必要な支援量を確保するために、国庫負担基準は廃止し、 しちょうそん きぼ しちょうそん ふたんじょうげんがく さだ こ ひよう市町村の規模ごとに市町村の負担上限額を定めたうえで、それを超えた費用につ いて国が補填する仕組みが 考 えられる。

りゆう 〇理由

きゅうふよくせい しちょうそんかくさ かいしょう ゆうこう しゅだん かんが 給付 抑制や市町村格差を解消する有効な手段と考える。

のはらいいん 【野原委員】

けつろん 〇結 論

しゃかいほしょう すく おーいーしーでぃー よさん あ 社会保障に少なくとも 0 E C D なみの予算を当てること

ぐたいてき たぐい ざいげんろん ふくし いりょうせいさくけんとう ば 具体的にどこから、どのようにという類の財源論は、福祉・医療政策検討の場で はなじまないし、一致した 見 解 を部会に 求めるには無理がある。国 の 財 政 のあり 方、 しょとくはいぶん ふこうへい しょうひぜい いけん ふくし いりょう しさく所 得 配 分の不公平、消 費 税 などさまざまな意見があり、福祉・医療のあるべき施策 ^{ろんぎ} を論議するには障害になる。

はしもといいん 【橋本委員】

けつろん **〇結論**

も こ いっていいじょう かいご ひつよう しょうがいしゃ たい ざいげん くに しえん 盛り込むべき。一定以上の介護が必要な障害者に対する財源は、国が支援すべきである。

りゆう **〇**理由

しちょうそん ざいげん りょう たりっ 市町村ごとの裁量に任せたまま、市町村の財源を利用することにすると、自立しえんほう りょう ちいき きゅうふ せいげん もう ひっょう ひと 支援法そのものが利用できない地域がでる。給付に制限を設けず、必要な人にはひつよう きゅうふ げんこう しょうがいていどくぶん じょうげんきじゅん てっぱい必要なだけ給付すべきで、現行の障害程度区分ごとの上限基準は撤廃すべきである。

ひがしがわいいん 【東川委員】

けつろん **〇結論**

じちたい ざいげんしだい ちいきせいかつ かのう ところ 自治体の財源 次第で、地域生活が可能な所とそうでない所があるといった地域格差 けっしょう たいき せいかつ けんり なくにん きょう さいげん ちほう さいりょう ゆだ の下、そのための施策や財源は地方の裁量に委ねるのでなく、国として義務を負うか、義務的な基準を設けるべきである。

かめいかっこく ひかく わ く しょうがいしゃふくしょさん すく OECD加盟各国と比較して、我が国における障害者福祉予算が少ない。OECD いいない はい よさんそち くに せきにん かくほ の10位以内に入るくらいの予算措置を国の責任として確保すべきである

りゆう

ちいきせいかつ けんり さいていきじゅん くに さだ 地域生活は権利であり、その最低基準は国が定めるべきである。そして、それをたんぽ しさく ざいげん くに せきにん お担保するための施策・財源については、国が責任を負わなくてはならない。

ふくいいいん 【福井委員】

けつろん **〇 結 論**

ざいせい しく くに とどうふけん しちょうそん ふたん ほんにんふたん むりょう 財政の仕組みは、国と都道府県・市町村がそれぞれ負担し、本人負担は無料をげんそく 原則とするべきである。

りゆう 〇理由

けんぽう もと 「憲法に基づく」という基本理念による。

ふじいいいん 【藤井委員】

けつろん **〇結論**

ちいきせいかつ けんり かくほ きほん 地域生活の権利を確保することを基本として、このために欠かせない施策は地方のさいりょう ゆだ くに ぎむ お ぎむてき きじゅん もう 裁量に委ねるのでなく、国として義務を負うか、義務的な基準を設けるべきである。りゆう

〇理由

こと じんけんもんだい けんぽう とく だい じょう だい じょう きちょう こっかてき 事は人権問題であり、憲法(特に第13条、第14条、第25条)を基調に国家的 せきむ ゆうせん な責務として優先されなければならない。また、地域によってその権利が享受できないことがあってはならない。

ふじおかいいん 【藤 岡 委員】

けつろん

〇結論

ょわ もの よ つよ ざいせい つよ しゃかいほしょう こうちく くだ 弱い者 にしわ寄せがいかないように、強い財政 と強い社 会 保 障 を 構 築 して 下 さ

い。 りゆう

〇理由

ちゅうかん いち ていど しょうがいふくしょさん かくほ くに せきむ OECDで中間に位置する程度の障害福祉予算の確保は国の責務だから。

ますだいいん 【増田委員】

〇結論

OECD くにぐに なか しょうがいふくし かんけい よさん すくない OECD 10 いいない はいる 0ECDの国々の中で障害福祉に関係する予算は少ない。0ECDの10位以内に入るよさんそち くに せきにんような予算措置を国の責任で行う。

^{みうらいいん} 【三浦委員】

けつろん **〇 結 論**

しょうがいしゃしさくょさん しょがいこくな すいじゅん へいきんいじょう め ざ 障 害 者施策予算について諸外国並みの水準(〇ECD平均以上)を目指し ちゃくじつ かくほ ざいげん ぜんこくてき しえん ひつよう しょうがい ひと 着 実に確保し、財源とする。また、全国的に支援を必要とする障害のある人のにんずう さーびす きばんせいびじょうきょうなど かんあん ざいげん はいぶんほうほう 人数やサービスの基盤整備状況 等を勘案した、財源の配分方法についてよりせいちか 精緻化されるべき。

りゆう

しょがいこくな すいじゅん ざいげん かくほ うえ ひつよう ちいき てきせつ ざいげん まずは諸外国並み水準の財源を確保した上で、必要な地域に適切な財源がはいぶん しく こうちく かんが 配分される仕組みを構築すべきと考えるため。

みつますいいん 【光 増委員】

けつろん **〇結論**

じんこうあ ひょうじゆんてき しゃかいしげん せつてい だとう いな ぎろん ひつよう 人口当たりの 標 準 的な社会資源の設定が妥当であるか否か議論する必要 しぜんはつせいてき せいび ま けんりょうご かんてん ゆる があるが、自然発生的に整備されるのを待つことは権利擁護の観点から許される しゃかいしげん はいち ひょうじゆんてき ことではない。期間を区切り全国にくまなく社会資源を配置するには、標 準 的なしゃかいしげんせいび こんきょ しとげんてい とくれいこうふざいげんそち こう社会資源整備を根拠とした使途限定の特例交付財源措置を講じるべきである。

りゅう 〇理由

しゃかいしげんせいび さいげん そち こうかてき しゃかいしげん 社会資源整備には、インセンティブとなる財源措置が効果的である。社会資源せいび じょうきょう こうかてき 整備状況を公開することもインセンティブとして効果的である。

もりいいん 【森委員】

〇結論

〇理由

じんけんもんだい ちいき けんり きょうじゅ 人権問題であり、地域によって、その権利が享受できないことがあってはならない。

ゃまもといいん 【山 本委員】

けつろん **〇結論**

ほか びょうどう じんけんきょうじゅ しえん いち 他のものと 平等な人権 享受のための支援として位置づける くに せきにん も てあ したがって財源の乏しいところには国が責任を持って手当てすべき りゅう

〇理由

じんけんもんだい 人 権 問 題であるから

いざわいいん【伊澤委員】

〇結論

せんじゅつ ろんし そい かんじる もくひょうせってい む け たねんじけいかく 先 述 の論旨に沿いおおいにあると感じる。目 標 設 定 とそれに向けた年次計 画 をっくる 作るべきである。

いしばしいいん 【石橋委員】

けつろん **〇結論**

しょうがいしゃ かだい けいはつ こくさいしょうがいしゃとし おお やどりきくみ 障害者の課題の啓発に「国際障害者年」は大いに寄与した。

りゆう

たいほうじょ きばん かんけい こくないほうせいび ひつよう くに あらゆる地方自治の基盤に関係するので国内法整備が必要です。また、国の しょうがいしゃふくし ほうこう こくみん こうほう たいせつ 障害者福祉の方向づけを国民に広報することが大切である。

うじたいいん 【氏田委員】

of to 3ん O結論

基礎づくりのための基本計画は必要であるが、一般市民の合意形成を必要とするので、市民参加型のスパイラル方式が望ましい。地域間格差の解消については、たほうざいせいかくさくにれるる。せいさく かいかに埋めていくかという議論抜きには実現で地方財政の格差を国レベルの政策でいかに埋めていくかという議論抜きには実現できないと思われる。その意味で、理念に基づく提案ではなく、国の責任と地方の責任と地方の責任が出れる。ないようでもので、両方明記するような方向性が必要。ただし地域生活ないで、ないようにないが、対しような方向性が必要。ただし地域生活ないで、すいまりにような方向性が必要。ただし地域生活ないで、すいまりにような方向性が必要。ただし地域生活ないで、すいまりにような方向性が必要。ただし地域生活ない。 ないよう たっせいすう ひょうか ないよう たっせいすう ひょうか ないよう たっせいすう ないよう たっせいす ないよう たっせいす ないよう だいいちぎ ふく おいき がもまれかねないので、地域生活の質を厳しく問う内容を第一義に含めるべきである。

りゅう **〇**理由

しょうがいしゃ ちいきせいかつ かんが のうぜいしゃ いっぱんしみん ごういけいせい ひつよう 障害者の地域生活を考えれば、納税者としての一般市民の合意形成を必要としみんさんかがた すぱいらるほうしき のぞ ちいきかんかくさ かいしょう するので、市民参加型のスパイラル方式が望ましい。地域間格差の解消については、ちほうざいせい かくさ くにれべる せいさく う せっかん という議論抜きには実現で地方財政の格差を国レベルの政策でいかに埋めていくかという議論抜きには実現できないと思われる。その意味で、理念に基づく提案ではなく、国の責任と地方の責任を対していれべる ふく けんとう じゅうよう を財政レベルまで含めて検討していくことが重要である。

_{おおくぼいいん} 【大久保委員】

けつろん **〇結論**

ちいきせいかついこう すいしん うえ げんざい ちいき きばん ぜいじゃく 地域生活移行を推進する上で、現在、地域のサービス基盤が脆弱であり、かつ、ちいきかんかくさ せば間格差があるといえる。国として、そのための予算確保をする上で、「プラン」や時限りっぽう こうかてき かんが ないよう ぐたいてき じっこうせい 立法は効果的であると考える。ただし、その内容をより具体的で実効性あるものとするためには、調査データなどによる明確な根拠に基づく必要があると考える。

^{おおはまいいん} 【大 濱委員】

けつろん **〇結論**

くに **ひつよう** じげんりっぽう なたな **国レベルのプランが必要。時限立法も行うべき**。

〇理由

世間に対して、24時間介護や地域移行を認知してもらい、増税分が安心した生活の つか にんしき ために使われると認識してもらうため。

_{おかべいいん} 【岡部委員】

けつろん **〇結論**

では、ついては、いっぱいでもくひょう ふょう つく 後来のようなヘルパーの数や施設人員に対する整備目標ならば不要である。作るとすれば、OECD水準まで障害予算を計画的に漸増させる財政プランであり、かのう ざいげん かくほ ちいきかんかくさ ぜせい こうがくかいご ちょうせいきもん それを可能とする財源の確保と地域間格差を是正する高額介護のための調整基金のせいで

_{おざわいいん} 【小澤委員】

- けつろん **〇結論**
 - くにれべる ぷらん ひつよう ていど もくひょう きょうせいりょく ひつよう 国 レベルのプランは必要。ある程度の目標の強制力も必要。

ぉのいいん 【小野委員】

けつろん **〇結論**

しえん しげん せいび いっき じげんりっぽう ひつょう 支援や資源の整備を一気にすすめるための時限立法は必要である。

かどやいいん 【門屋委員】

けつろん **〇結論**

りゅう 〇理由

ほうてききょうせいりょく も すす こんなん いま なんど せいどかいせい 法 的 強 制 力 を持たずに 進めることは 困 難 です。今までの何度もの制度 改 正 でも、けんとうかい けっか くに しめ びじょん せいしんかいりょう い しょう 検 討 会 の結果としての国の示したビジョンでも、精神科 医 療 で言えば 72,000 床 の π なんと まも き ほうしん だ 病 床 削 減 はできないのであって、思い切った 方 針 を出すべきです。

かわさき たつ いいん 【河崎(建)委員】

-けつろん **C 結 論**

ざいげんかくほ たんほ うえ くにれべる ぷらん ゆうこう かんが 財源確保を担保した上での国レベルでのプランであれば有効と考える。

〇理由

^{こえ} がけっさいげんろん ふかけっ でかけ 声」だけでは進まない。まず財源論が不可欠である。

こんどういいん 【近藤委員】

けつろん **〇結論**

こくない じつじょう あ だんかいてき せいど じゅうじつ ねんげん もう くに 国内の実情に合わせ段階的に制度を充実させるためには、年限を設けた国れべる ぷらん さくせい こくみん しゅうち けいはつ ふかけつ レベルのプランの作成と、国民への周知・啓発が不可欠である。

さいとういいん 【 齋 藤 委員】

けつろん **〇結論**

しさく いっき てんかい たがか じげんてき た E-2-5) のような施策を一気に展開することは難しいのでまずは時限的なプランを立 しんちょくじょうきょう おう だんかいてき きょうせいりょく たか て、その進捗状況に応じて段階的な強制力を高めていくしかない。

しみずいいん 【**清水委員**】

〇結論

ちいきせいかつてんかい しげんせいびかくだい む じげんりっぽう ふかけつ 地域 生 活 展 開のための資源整備拡大に向けての時限立法は不可欠。

〇理由

いま おも しょうがい も ひと い ひと い ひと ら つっよう 今こそ重い障害 を持つ人 を「要る人」「居る人」として捉えなおすことが必要。 てんかん じったいか いま ちいき いま その 転 換 の実体 化のために、どうしても 今 やらなければならない。地域で生きていこ まも しょうがい も ひと じょうきょう か うとする重い障害 を持つ人 こそが 状 況 を変える。

たけばたいいん 【**竹 端**委員】

けつろん **〇結論**

ひつようだ。

りゆう 〇理由

^{ろんてん} 論 点 F-1-1) とおなじ。

たなか のぶ いいん 【田中(伸)委員】

っ けつろん **白結論**

なん くにれべる ぷらん じげんりっぽう せいてい ひつよう **何らかの国レベルのプラン、あるいは時限立法の制定が必要である**。

〇理由

にほん しょうがいしゃ たいおう た おく げんじょう かいぜん くに 日本における 障 害 者 への 対 応 が立ち 遅 れている 現 状 を 改 善 するためには、国れべる たいおう ひつよう レベルでの 対 応 が 必 要 である。

なかにしいいん

けつろん **〇結論**

なかはらいいん 【中原委員】

けつろん **〇結論**

^{ひつよう} 必要である。

りゆう 〇理由

こく せきにん せんりゃくてき ぷらん さくせい ぜいじゃく さーびす きばん 国が責任をもって戦略的なプランを作成することは、脆弱なサービスの基盤 しちょうそんかくさ かいしょう うえ ひつよう や市町村格差を解消する上で必要である。

にしたきいいん 【**西 滝 委員**】

けつろん **〇結論**

ぐるーぷほーむ けあほーむ ぜったいすう きわ ふそく くにれべる もくひょう グループホーム・ケアホームの絶対数が極めて不足している。国レベルでの目標の さいかくにん ざいせいとうし ひつよう 再確認と財政投資が必要である。

_{のはらいいん} 【野原委員】

けつろん **〇結論**

ひつよう 必要である。

とく そうごうふくしほう かしょう ないよう いま ふくし しょうがい なんびょうとう しょせいど特に総合福祉法(仮称)の内容は、今までの福祉・障害・難病等の諸制度の だいきぼ かいてい ょそく じりつしえんほう じゃっかんほきょう ていど 大規模な改定が予測できるし、そうでなければ、自立支援法を若干補強した程度の だいきぼ かいてい ばあい いこう すうねん ねんぜんご ひつようものになるであろう。大規模な改定の場合は、移行には数年、10年前後が必要であ いこう くに telch も oet telch しつよう telch これらの移行に国が責任を持って臨むことが必要である。また、良いものが ほうせいか とうじしゃ かたち はや ふきゅう 法制化されても、当事者にわかりやすい形で、早くに普及されなければならない。 りゆう

〇理由

ちいきかくさ かいしょう くに おこな ほう よ とうじ いみ わか 地域格差の解消は、やはり国レベルで行われた方が良い。当時、意味も解らないま ことば せんこう しせつがわ りかい まにノーマライゼーションという言葉が先行したが、施設側でさえも理解されていたの がどうか疑問であった。施設から行き先も決まらないのに、早く退所させるための言葉 とうじしゃ おも くに せきにん た けんしょう しっこう のように当事者には思われた。国が責任もってプランを立て検証しつつ執行するこ _{ひつよう}とが必要。

ひがしがわいいん 【東 川委員】

けつろん **〇結論**

ひつよう 必要である

りゆう 〇理由

しんぽうじっしけいかく ねんけいかく みなお かいぜん ひつよう 新法実施計画5カ年計画のような、見直しと改善が必要である

ひろたいいん 【広田委員】

けつろん **〇結論**

> ^{かね}うらづ お金の裏付けがあるのであれば必要

りゆう 〇理由

ちいきいこう じげんりっぽう つく 地域移行のための時限立法は作ってほしい

ふくいいいん 【福井委員】

けつろん **〇結論**

かつての国レベルのこうしたプランが、かけ声だけで計画どおりには進まず、しょうがいしゃしさく おく げんいん こんご こんご これからわたしたちが作り上げる 常 者 施策の遅れの原因となってきた。今後は、これからわたしたちが作り上げるしんせいど かくじつ じっし はか きんきゅうようきゅう ねんど よさんそち 新制度の。確実な実施を図るべきで、緊急要求はその年度の予算措置をとることでかいけつ じげんりっぽう せいてい とうめん ひつよう かんが 解決すべきで、時限立法の制定なども当面は必要ないと考える。りゅう

〇理由

こんかい しょうがいしゃそうごうふくしほう せいてい ぜんりょく そのためにも、今回の「障害者総合福祉法」の制定に全力をあげたい。

^{ふじおかいいん} 【藤 岡委員】

けつろん **〇結論**

^{ひつよう} **必**要でしょう。

りゆう

にほん しょうがいしゃふくし くに せきにん きばんせいび すいしん 日本の 障 害 者 福祉では国 レベルで 責 任 をもって基盤整備を 推 進 しなければなら あき ないことは 明 らか。

ますだいいん 【増田委員】

〇結論

ひつよう た もの びょうどう かくほ しゃかいしげんせいび きんきゅう かだい 必 要 . 他の者との 平 等 が確保できるための社 会資源整備は 緊 急 の課題である. しげんせいび じげんりっぽう ひつよう 資源整備のための時限立法が必要.

_{みうらいいん} 【三浦委員】

けつろん **〇結論**

すーびす ちいきかんかくさ かいしょう むけ しえん ひつよう しょうがいしゃ いってい サービスの地域間格差の解消に向け、支援を必要とする障害者の一定のせいかつけんない にんずうとう てきせつ はあく きんてんてき さーびすきばんせいび そくしん じげん生活圏内の人数等を適切に把握し、均点的なサービス基盤整備を促進する時限りっぽう せいてい 立法を制定するべき。

りゆう

これまでの論点にもある事項を議論する上で、何より地域における様々な基盤整備 じつげん ふかけつ かんが けいかくてき ちゃくじつ せいび いっていの実現が不可欠であると考えられる。そのため計画的かつ着実な整備を一定ぜんしん ひつよう ちも 前進させる必要があると思われるため。

^{みつますいいん} 【光 増委員】

けつろん **〇結論**

ノ 心 iiii ひつよう

ひつよっ 必要である。

りゅう **〇**理 由

せいげん ざいせいじょうきょう しと げんてい もくてきしょうひぜい ざいげんかくほ 制限された財政状況から、使途を限定とした目的消費税による財源確保 けんとう を検討されたい。

もりいいん 【森委員】

〇結論

くにれべる ぷらん ひつよう 国 レベルのプランは必 要である

〇理由

ちいきいこう ちいきかんかくさ かいしょう はか 地域移行や地域間格差の解消を図るため。

やまもといいん 【山 本委員】

けつろん **〇結論**

ロ mm ひつよう

必要

りゅう **〇**理由

じげんりっぽう ほしょう ほしょう ほしょう はしょう はしょう はしょう はんてきじんけんきょうじゅ ましょう はんても、基本的人権 享受をすべてのひとに保障するために

ろんてんえぶ げんこう とどうふけんしょうがいふくしけいかくおよ しちょうそんしょうがいふくしけいかく 論 点 F -1-4) 現 行の都道府県 障 害 福祉計 画 及び市 町 村 障 害 福祉計 画につい しょうか しょうか かた かんが てどう評 価するか?また、今後のあり方についてどう 考 えるか?

あらいいいん 【荒井委員】

けつろん **〇結論**

りゅう **〇**理由

しょうがいしゃしさく きほんてきけいかく しょうがいしゃけいかく べつ ぐたいてき すうちもくひょう 管害者施策の基本的計画である障害者計画とは別に、具体的な数値目標やひつよう さーびすみこみりょうおよ かくほ ほうさく かん 要なサービス見込量及びその確保のための方策などを定めることとされているしょうがいふくしけいかく じちたい しゅたいてき しさくてんかい やくだ いっぽう ざいげん とはな 障害福祉計画は、自治体の主体的な施策展開に役立っている。一方、財源を伴わけいかく ぐたいせい じつげんかのうせい とぼ くに ひつよう ざいげん たんない計画は、具体性や実現可能性の乏しいものとなるため、国が必要な財源を担ばするとともに、地域の主体的な施策展開を促すためにも、大きな方向性を示すしている。

いざわいいん 【伊澤委員】

〇結論

とうがいちいき けいこう うぃーくぽいんと みつめた へんさん 当該地域の傾向やウィークポイントを見つめたうえで編纂されるものであり、へんさんかてい とく ちいきしんだん じゅうょう っーる ざいげんかくほ おおきなろんきょ編纂過程では特に地域診断の重要なツールである。また財源確保の大きな論拠いっよう けいかく もとづくしんこうかんり けいかくとちゅう しゅうせい ほせいとしても必要なものである。計画に基づく進行管理や計画途中の修正、補正なたいするじりつしえんきょうぎかい やくわりきてい ひつようどに対する自立支援協議会のしっかりとした役割規定が必要である。

〇理由

ちぇっくきのう いかしながらけいかく いきた サエック機能を生かしながら計画を生きたものとして活用していく(財源確保のたしてん だいじ ちいき りょうしゃ ため そしき こえたたいおうたいせいづくり めにも)視点が大事である。地域の利用者の為に、組織を超えた対応体制づくりがて一ま テーマである。

いしばしいいん【石橋委員】

けつろん **〇結論**

ふくしぎょうせい みぢか おお ひょうか こんご どうよう ふくしけいかく みぢか ぎょうせい 福祉行政が身近となり大いに評価できる。今後も同様の福祉計画を身近な行政 たっと きょうせい かんが で立てるべきと考える。

しかし、新規策定時には、障害当事者団体、その親の団体も参加したが、見直し とき 時にはその呼びかけが地域によって差が生じている。もっとも大切な計画の振り返 りがおざなりになっている。

りゆう

せいさんねんれいじんこう すく けん けいかく こうたい しちょうそん いちぶ 生産年齢人口の少ない県ほど計画が後退している。市町村においても一部のれいがい のぞ おな こうれいか ぜいしゅう すく いじょうけいかく かくさ しょう 例外を除いて、同じである。高齢化により税収が少ない以上計画に格差が生じている。

うじたいいん 【氏田委員】

けつろん **〇結論**

F-1-3 の論点とも連動するが、数値的な達成目標だけが一人歩きしたり、するーがんスローガンだけが踊るような内容であると、逆に、障害を持つ人の地域生活の質を指としていくことになりかねない。計画のあるところには、実行手続きと評価手続きが必ずセットで提示されるべきである。 障害者福祉計画についても、この基本条件は変わらず、いわゆる Plan-Do-See を以下に実施するかが明確化され、さらに現実だとうせい 妥当性のある財源的裏打ちが明示されている必要がある。

りゆう

_{おおくぼいいん} 【大久保委員】

けつろん **〇結論**

しょうがいふくし すうちもくひょう せってい ちいき きばん せいび しゅうろう 障害福祉サービスについて数値目標を設定し、地域のサービス基盤の整備や就労

しえん いってい ひょうか さいげん ゆたかほ しさく たいおう とぼ めん 支援など 一定の評価はできるが、その財源を担保する施策や対応が乏しい面があったと考える。今後、国レベルの明確な「プラン」と整合性をもたせた障害福祉計画に位置付けることにより実効性が高まるものと考える。

りゆう

明んざい しょうがいふくしけいかく かいごぼけんじぎょうけいかく せっけい おも 現 在 の障 害 福祉 計 画 は、介護保険 事 業 計 画 をモデルに設 計 されたと思われる がいけいてき るいじ げんじてん たん すうじ の がん 外 形 的に類似しているだけで、現時点では「単に数字が載っている」という面が しかん はいと思われる。実 効性を高めるためには、予算措置との連 動 を担保することが 考 ないげんはいぶん はいかく かんが かた なたん 国 レベルで 財 源 配 分をするための計 画とする考え方もある。

おおはまいいん

けつろん **〇結論**

げんじょう まか ひょうか し けん けん くに わ あ そ 現状では全く評価できない。市は県の、県は国からの割り当てがあり、それに沿わなけいかく りょうかい じっこうせい まか ちいきいこう にんずう かお み しえんい計画では、了解がもらえず、実効性が全くない。地域移行の人数も顔の見えない支援けいかく つく 計画を作っている。

げんこう ふくしけいかく とうじしゃ かはんすう もんだい 現行の福祉計画は当事者が過半数ではないのも問題。

りょうとうじしゃ かはんすう さくていいいんかい つく すいしんかいぎ けつろん けんりじょうやく サービス利用当事者が過半数で、策定委員会を作り、推進会議の結論や、権利条約にじかんかいご かんぜんちいきいこう く こ けいかく さくてい のっとった 24時間介護や完全地域移行を組み込んだ計画を策定すべき。

_{おかべいいん} 【岡部委員】

of to 3ん O結論

から逆 算 してサービス計 画 を割り付けるのではなく、潜在化している ものを含むニーズを社 会 的に構 築し能 動 的に必 要な予算の獲 得を目指すべきである。

_{おざわいいん} 【小澤委員】

けつろん **〇結論**

くに さだ けいしき もと さくてい めだ ちいき そしきか ちいき ほんとう ひつよう・国が定めた形式に基づいた策定が目立ち、地域の組織化、地域に本当に必要なしゃかいしげん ちいき じつじょう もと あいであ も こ けいかく 社会資源など、地域の実情に基づいたアイデアを盛り込んだ計画づくりにはなっていない。

りゅう **〇**理由

けいかくさくてい かか けいけん とどうふけん しちょうそん ちいき きかま 計画 策定に関わった経験から、都道府県、市町村に、地域づくりの気構えが ぜんたいてき かん ペーぱーカーく いき で さくてい めだ 全体的に感じられない。ペーパーワークの域を出ていない策定が目立った。

ぉ のいいん 【小野委員】

けつろん **〇結論**

> すうちもくひょう よくせいさく 数値目標が抑制策になってしまっている自治体がある。

りゆう

しこく $\frac{1}{2}$ ものうしゅう とょうきぼさぎょうじょ ちいきかつどうしえんせん た せいかつかいご たとえば、四国や九州では、小規模作業所や地域活動支援センターが生活介護やしゅうろうけいぞくしえん がた いこう きぼう けん さだ もくひょうすう わく こ就労継続支援のB型への移行を希望しても、県の定めた目標数の枠を超えてしましんせい う つ けいこう うため、申請を受け付けない傾向がみられる。

かどやいいん

けつろん **〇結論**

> _{ひょうか} 評 価 できない。

りゆう **〇**理由

けいかく しちょうそん げんば ちょうさ つ あ かが市 町 村 からの現場の調 査 から積み上げたものとは考えにくい。自立支援法せいりつご けいかく かん けいかく もくひょうち つじつまあ 成立後の計 画に関しても、すでに計 画による目標値などは、辻 褄合わせといえるようなものであったといわれていて、それが本 当ならば、信じがたい。

たいおう しちょうそん こんきょ きょうせい だ あん ただし、まじめに対応した市町村と根拠のはっきりしない行政の出した案をしょうにん けいがいか きょうぎかい げん しんよう 承認していく形骸化した協議会でだけのところも現にあり、信用できない。

かわさき たつ いいん 【河崎(建)委員】

けつろん **〇結論**

たいきとくせい りっきゃく けいかく こうていてき ひょうか それぞれの地域特性に立脚した計画とはなっておらず、あまり肯定的な評価は あた ざいげん いじょう ふく しん ちほうぶんけん ひっょう 与えられない。財源の移譲を含め、真の「地方分権」がなされることが必要である。

りゆう

こんさるたんと まるな けっか きんたろうあめ てき ぜんこく に コンサルタントに丸投げした結果、いわゆる「金太郎 飴」的な全国どこでも似たよ ^{はいよう} うな内容になっているのが、実状である。

くらたいいん 【**倉田委員**】

けつろん **〇結論**

じき とどうふけんしょうがいふくしけいかくおよびしちょうそんしょうがいふくしけいかく へいせい ねんど 次期の都道府県 障 害福祉計画及び市町村障 害福祉計画は、平成24年度から平成26年度を計画期間として策定することになっているが、同計画の根拠としょうがいしゃじりつしえんほう はいし へいせい ねん がつ しんぽう せいどかいしなる障害者自立支援法を廃止し、平成25年8月から新法による制度開始といる。 こまとどうふけんしょうがいふくしけいかくおよ しちょうそんう方針が示されていることから、国として次期都道府県障害福祉計画及び市町村しょうがいふくしけいかく さくてい かん ほうしん さっきゅう しめ 障害福祉計画の策定に関する方針を早急に示すべきである。

りゆう

じき とどうふけんしょうがいふくしけいかくおよ しちょうそんしょうがいふくしけいかく けいかくきかんちゅう 次期の都道府県 障 害 福祉計画及び市町村障 害福祉計画の計画期間 中に、せいど ばっぽんてき へんこう ほうしん あき ちゃくしゅ 制度が抜本的に変更することになるため、方針が明らかにされないと着手できない。

こんどういいん 【近藤委員】

けつろん **〇結論**

数値による目標の明確化は評価すべきであるが、数値と期間にとらわれすぎ、総体としての政策の積み上げが不十分となっている。計画の義務化は継続するべきであるが、計画の前提である基本的指針については、障害者権利条約の理念を盛り込んだものに変更する必要がある。また、立てられた計画が障害者の意見を反映していなかったり、計画を立てたものの実現につながっていないものもあると聞いている。 かいしょう すうちもくひょう かくだい これらの解消と数値目標の拡大につながるよう、当事者・団体、事業者団体等の参加による計画の策定と住民への周知、啓発がますます重要となる。

さいとういいん 【 齋 藤 委員 】

けつろん **〇 結 論**

げんこう しょうがいしゃふくしけいかく くに しょうがいしゃじりつしえんほう 現 行の障害者福祉計画は、国の障害者自立支援法のメニューに合わせてたじぎょう せいびけいかく じちたい しゅたいせい まった み じちたい まった み でもれない。自治体がそれぞれに ふくししゃかいぞう か ぐたいせい どのような福祉社会像を描くのか、その具体性もあわせたものにしないと自治体の 福祉計画とはいえない。

さかもといいん 【坂 本委員】

けつろん

〇結論

で まるがいふくしけいかく さくてい つう まち おにな はあく たいせいせいび 障害福祉計画の策定を通じて町が行ってきたニーズの把握と体制整備のまいしん きほんてき まち まか くに ひつよう ざいげん 推進は基本的には町に任せていただき、国においては必要な財源をきちんとかくほ 確保していただきたい。

〇理由

ちいき しゃかいしげん せいび じゅうみん じっし まち 地域における社会資源の整備を、住民のためになるよう実施するためには、町のじつじょう ふ ひつよう 実情を踏まえたものである必要がある。

ざいげん あんていてき かくほ きばんせいび ちゅうちょ

財源が安定的に確保されていなければ、基盤整備を躊躇することになる。

さのいいん 【佐野委員】

けつろん

〇結論

しちょうそんしょうがいふくしけいかく さくてい しょうがいしゃしさくすいしんきょうぎかい ぶかい しょうがいとうじしゃ 市 町 村 障 害 福祉 計 画 を 策 定 する 障 害 者 施策 推 進 協議会・部会の 障 害 当 事 者 いいん すべ しょうがいしゅべつ もうら しょうがいしゃとうじしゃ さんかくさんかく ひつよう こべつ 委員は全 て 障 害 種 別 を網羅する 障 害 者 当 事 者 の 参 画 参 画 が 必 要 で ある。 個別しょうがいしゃ いけん はんえい しんたい ちてき せいしんしょうがいしゃとうなん こうじ 障 害 者 の意見がほとんど 反 映 されていない。身 体・知的・精 神 障 害 者 等 難・高次のうきのうしょうがい はったつしょうがいとう とうじしゃさんかく ひつよう 脳 機能 障 害・発 達 障 害 等 の 当 事 者 参 画 が 必 要 で ある。

りゆう

t さんかく しょうがいしゃいいん しょうがいしゃ もうら だいべん いいん すべ 参 画 する 障 害 者 委員が 障 害 者 を網羅する 代 弁 できる委員はいない。全 ての しょうがいしゃ しさくけいかくさくてい いいんいがい しんたいしょうがいしゃ しゅべつ しさく 障 害 者 への施策 計 画 策 定 にならない。委員以外の 身 体 障 害 者 の種 別 による施策 が抜ける。

しみずいいん 【**清水委**員】

〇結論

かくきてい なか かくとどうふけん しちょうそん した 上からの枠規定の中でつくられるのではなく、各都道府県、市町村の下からの たっ まっ もと ひつよう 湧き上がりに基づいて、つくられていくことが必要。

〇理由

F-1-3 と同じ。

たけばたいいん 【**竹 端 委員**】

けつろん **〇結論**

いまのままでは不じゅうぶん。おおきくかえるべき。

りゆう 〇理由

かい 今の計画は、「そのちいきにおける解けつがむずかしいケース」を解けつするための しゅっしょんきょうぎかい ものになっていない。F-2 でとりあげる自立支援協議会とつなげて、もっと役だつ計かくにすべき。

なかにしいいん 【中 西委員】

けつろん **〇結論**

じりつしえんほう もと けいかく そうごうふくしほう さい そうごうふくしほう これは自立支援法に基づいた計画であり、総合福祉法のできた際に総合福祉法 なか しょうがいふくしけいかく いち ぎむ ひつようの中で障害福祉計画を位置づけ義務づける必要がある。

りゅう 〇理由

けいかく とうじしゃさんかく この計画は当事者参画のものと策定することが要綱できめられているが、実際は名ばかりになてっている市町村がほとんどなので、各部会毎に身体、知的、精神、じどう ぶかい く ちいきせいかつ しゅうろうしえん こみゅにけーしょん けんりょうご が見童で部会を組むか、地域生活、就 労支援、コミュニケーション、権利擁護などの部門まい とうじしゃさんかく おじょう いいんかい そしき ほうれいじょうきてい 毎に当事者参画 5 1%以上で委員会を組織すべきことを法 令 上規定することが ひつよう かっとう じょうぶいいんかい かくぎょうせいぶもんたんとうしゃ ある。またその部会であがったニーズを上部委員会で、各 行 政部門担当者を入れて数値目標、予算計画を含めて承認していく方式をとって実質的なとうじゃに一ず もと ちいきしえんけいかく さくせい 当事者ニーズに基づく地域支援計画を作成できるようにすべきである。

なかはらいいん

けつろん **〇結論**

げんこう ふくしけいかく すうちもくひょう しめ ざいげん うら 現行の福祉計画は、数値目標が示されていても、財源の裏づけがないため、もくひょう しゃかいしげん せいび こんご くに ぷらん せいごうせい も目標の社会資源の整備はできていない。今後は国のプランと整合性を持たせるとょさんそち こうともに、予算措置を講じるべき。

にしたきいいん 【**西 滝 委員**】

けつろん **〇結論**

ちょうふくしょうがいしゃ ふくし しゃかいしげん せいび さ びすりようとう ひじょう ひんじゃくろう 重 複 障 害 者の福祉(社会資源の整備・サービス利用等)が非常に貧弱である。

とどうふけんしょうがいふくしけいかく ちゅう せっきょくてき せってい すいしん 都道府県障害福祉計画の中で積極的に設定し推進すべきである。

のはらいいん

けつろん **〇結論**

地方の障害者プランのなかで、決定的に低い位置づけになっているのが現状の たんびょう けいしきてき ふ ていど おお かくじゅう であり形式 的に触れている程度のものが多い。改めて「遅れている『難病』 しょく かくじゅう ための特別措置が必要である。また、新法が制定されたら(まだどういうものか分からないが)本格的施行の前に、いくつかの地域(分野)でモデル事業を実施する…問題点を洗い出して改善課題を明確化して本格実施をする必要がある。

ほか ぶんや しょうがい こと なんびょう ばあい しんぽう へんか きわ おお しゅうち 他の分野の障害と異なり、難病の場合の新法による変化は極めて大きい… 周知でってい じかん よう おも 徹底にもかなりの時間を要すると思われる。

げんじょう じったいちょうさけっか あき 現状では、実態調査結果が明らかになっていないことから、他の障害と同じよっないので、難病」問題を新法に組み入れられるかどうか…見通しが立たない。 しんぽう いこう まか しょうがい じかん ょう 新法に移行するための他の障害よりも時間を要する。

ひがしがわいいん 【東 川 委員】

けつろん **〇結論**

けいかくさくてい ひつょうせい ぎょうせい にんしき とうじしゃ しみん まじ けんとう かくち 計 画 策 定 の 必 要 性 を 行 政 が 認 識 し、当事者 や市民も 交 えての 検 討 が各地ではじ いぎ おお かんことの意義は 大 きい。それぞれの立場での意識 変 革 は、地域によって差はあっても 進んできているとは 思う。

ひろたいいん 【**広田委員**】

けつろん **〇結論**

せんもんか 委員としてかかわっていて、専門家のハローワークのようで、住 宅施策のようなコン しさくか シューマーにとって 重 要 なことが施策化されない

りゆう 〇理由

だいいち ちほうじちたい かね いいんこうせいじょう 第一に地方自治体のお金のなさと、委員構成上

ふくいいいん 【福井委員】

けつろん **〇結論**

りゆう

ここにも、自立支援法の欠陥が隠されていて、厚生労働大臣が策定する「基本 Ej Ld とどうふけん しちょうそんしょうがいふくしけいかく せいび とうせい 方針」によって、都道府県・市町村障害福祉計画の整備を統制するねらいにな じったい かいぜん とお しげん ふ みこ きたい っている。これでは、実態の改善からはほど遠く、資源が増える見込みも期待できない。

^{ふじおかいいん} 【藤 岡委員】

けつろん **〇結論**

ないよりましという程度。 とうじしゃ いけん はんえい 当事者の意見を反映させるシステム。

りゆう

とうじしゃ いけん き さくせい りょうじしゃ いけん き さくせい 当事者の意見を聴いて作成 することになっているが、自治体にもよるが、 形 だけの すく ところも 少 なくない。

ますだいいん 【増田委員】

〇結論

しょうがいふくしけいかく くに さだめたきじゅん さくせい ちいき じったい 障 害 福祉計 画 は、国 の定めた 基 準 によって 作 成 されており、地域の 実 態 に そくして ちいき じったい じゅうぶん はあく ちいき くらして あんしん せいかっ 即していない. 地域の 実 態 を 十 分 に把握し、どの地域で暮らしても 安 心 した 生 活 が じっげん けいかくづくり 実 現 していくための計画づくりでなければならない.

_{みうらいいん} 【三浦委員】

けつろん **〇結論**

ちいき ねざしたさくていほうほう さくてい からはう ちくせき きょうゆう 地域に根ざした策定方法であるかと、策定にあたってのノウハウの蓄積・共有 とう ぎじゅってきかだい けいかく じつげん ざいせいてき うらづけなど かだい 等の技術的課題、さらに、計画を実現するための財政的な裏付け等の課題につい かいぜん てん いったいてき ぎろん たいおう はかる こんご ちいき しょうがいて、改善すべき点を一体的に議論し対応を図るとともに、今後とも地域の障害 ふくしさ - びすきばん ますた - ぷらん いじ 福祉サービス基盤のマスタープランとして維持すべき。

けいかく さくてい ぜんてい くに きほんてき ししん けんりじょうやく なお、計画の策定の前提となる国の基本的指針については、権利条 約を ふ ひまえたものとして見直されるべきである。

りゆう

ちいき さーびすていきょうきばん せいび しょうがいとうじしゃ しょうがい 地域におけるサービス 提 供 基盤の整備については、 障 害 当事者をはじめ 障 害 ふくしかんけいしゃ ちいきかんけいしゃ かか しゅたい じゅうぶん きょうぎ りかい 福祉 関係 者、地域 関係 者など、これに関わる 主体が十分に協議し、また、理解した上で、 着 実 に進められる必要があると 考えるため。また、権利条 約にかか じこう ていちゃく かんてん きほんてきししん みなお かくちほう 掲げられた事項を 定着 させていく 観点からも、基本的指針を見直し、各地方におりかい そくしん はか ひつよう はか ひつよう ける理解の 促進をより 図る必要があると思われるため。

^{みつますいいん} 【光 増委員】

けつろん **〇結論**

いってい しゃかいしげんせいびじょうきょう はあく ひょうか でき しゃかいしげん たい せい 一定の(社会資源整備状況の把握)評価が出来るが、社会資源に対する整びぎむ もんだいてん かふそく だんかい とど だいさんじしょう 備義務がないために、問題点(過不足)をだした段階で留まっている。第三次障がいふくしけいかく さくてい ひ つづ すす 害福祉計画の策定を引き続いて進めるべきである。

りゅう **〇**理 由

たしちょうそん けんいき とどうふけん ひかくししん なに 周 知していくためには、他市 町 村・圏 域・都道府県との比較指針があり、何をせいび たい どう整備していくか、整備に対するエビデンスとして計画数値を明らかにしていくことは 重 要である。

こうもくえふ じりつしえんきょうぎかい く項目 F-2 自立支援協議会>

ろんてんえふ じりつしえんきょうぎかい ほうていか かんが ちいき 論 点 F -2-1) 自立支援協議会の法定化についてどう 考 えるか?また、その地域にお かいけつ こんなん もんだい ぐたいてき かいけつ きかん いち ける解決が困難な問題を具体的に解決する機関として、どのように位置づけるべき か?

ぁさひないいん 【朝比奈委員】

〇結論

じりつしえんきょうぎかい ほうていか さい しゃかいふくししんぎかい とくべつしえん 自立支援協議会は法定化すべき。その際には、社会福祉審議会や、特別支援 きょういく ぼしほけん せいしんほけんふくし はったつしょうがいしゃしえん かんけい きょうぎかいそしき 教育、母子保健、精神保健福祉、発達障害者支援などの関係する協議会組織 かんけい めいかく ひつようとの関係を明確にする必要がある。

あらいいいん 【荒井委員】

けつろん **へ 結** 論

じりつしえんきょうぎかい いち めいかく ちいき じつじょう おう じゅうなん 自立支援協議会の位置づけを明確にしたうえで、地域の実情に応じて柔軟なせっち うんえい かのう しくみ 設置・運営が可能な仕組とすべきである。

るいじきかん しょうがいしゃしさくすいしんきょうぎかい きのうぶんたん せいり おこな また、類似機関である「障害者施策推進協議会」との機能分担の整理を行うべきである。

りゆう

じりつしえんきょうぎかい いち ふめいかく るいじきかん しょうがいしゃしさくすいしんきょう 自立支援協議会の位置づけが不明確であり、類似機関である障害者施策推進協 がい きのうぶんたん じゅうぶん せいり 議会との機能分担も十分に整理されていない。

いざわいいん【伊澤委員】

〇結論

やくわりきてい めいかく じりっしえんきょうぎかい ほうていか ひつよう やくわり 役割規定を明確にしながら自立支援協議会の法定化は必要。役割としてしちょうそん たいしてていあん けんぎ けんのう いちづけ さいじゅうよう 市町村に対して提案(建議)していく権能や位置づけは最重要。

〇理由

ちいき しょうがいふくしてきかだい ちゅうしゅつ こくふく ほうさく さぐり とうがいちいき 地域の 障 害 福祉的課題の 抽 出 とともに 克 服の方 策を探り、さらに 当 該 地域 ぜんたい そこあげ しくみ じりつしえんきょうぎかい おおきい おもう 全体 の底上げをはかる仕組みとして自立 支 援 協議会の存在は大きいと思う。そのくりえいていぶ やくがら そんざい こんきょ めいりょうか クリエイティブな 役 柄 ゆえに、 存 在 の 根 拠 の 明 瞭 化 をはかるべきである。とある じりつしえんきょうぎかい しちょうそん たいしてていあん けんげん しちょうそんしょくいん 自立 支 援 協議会は、市 町 村 に対して 提 案 する 権 限 をもたないと 市 町 村 職 員 か

まちづくり がんみん あっまって いみ まちづくり は 明を受けた。ただ、協議するだけでは官民が集まっている意味がない。街づくり すすめるきょうぎかい いけん せいさく いちづけられる めいかく を進める 協議会の意見が、どのように政策に位置づけられるのか、明確にしないといいん もちべーしょん さがる しゅん さがる ひりつしえんきょうぎかい そんざい めいりょう 委員のモチベーションは下がるだけ。したがって自立支援協議会の存在を明瞭にすまりていか ひつよう きかん やくわり きのう けんのうるために法定化の必要がある。そして機関としての役割や機能、あるいは権能にかんするきじゅん せってい ぜんこくとういつきかく 関する基準を設定し全国統一規格とすべき。

いしばしいいん 【石 橋委員】

けつろん **〇結論**

ちいき しゃかい しげん そうせつ ば しちょうそん ちいきせいかつじりつ しえんきょうぎかい 地域の社会資源を創設する場として市町村の地域生活自立支援協議会のほうていか ひつよう 法定化が必要です。

りゆう

しちょうそん しょうがいふくしけいかく かんれんづ ひつよう 市 町 村の障害福祉計画と関連付けるためにも必要です。

うじたいいん 【氏田委員】

けつろん **〇結論**

ほうていか じんざい かくほ ざいげん かくほ ひつよう かんが しゃかい 法定化して 人 材 を確保する (財 源 の確保) ことが 必 要 であると 考 える。 社 会 かくほ けいかく げんじてん たん すうじ の じっこうせい たか 計 画 は、現時点では「単に数字が載っている」だけである。実 効 性を高めるために けいかく は、予算措置との連動を担保することが考えられるが、国レベルで財源配分するの けいかく かた くわ しょうがいしゃふくしけいかく であれば、そのための計 画とする考え方もある。加えて、F-1-4の障害者福祉計画 とうがいちいき じつげん ちゅうじくてき きかん じりつしえんきょうぎかい いちを当該地域で実現していく中軸的な機関として自立支援協議会を位置づけていく ひつよう ちゅうりつてき いいんこうせい ひつよう しょうがいしゃ けんりようご必 要がある。そのためには、中 立 的な委員 構 成が必 要である。障 害 者の権利擁護 きのう じゅうよう ちばけん ほっかいどう じょうれい べつそしき じりっ機能も 重 要 であり、千葉県や 北 海 道 の 条 例 では、別 組織となっているが、これを自立 しえんきょうぎかい にな けんとう 支援協議会が担っていくことも検討してよいのではないか。ただし先述したように しえんきょうぎかい にな ちゅうりつてき いいんこうせい ひっす ちゅうりってき いいんこうせい ひっす ちほうぎょうせい たい いけんていじ きのう も 中 立 的な委員 構 成は必須。また地方行 政に対する意見提示ができる機能を持たせる かんが かんが じりつしえんきょうぎかい うご かっこ ことも考えられる。このような形で自立支援協議会を動かしていくためには、確固た ざいせいてきうらづ ひつよう る財政的裏付けが必要である。

りゆう

げんざい じりつしえんきょうぎかい じむきょく ほか しごと けんにん きょうぎかい いいん つき 現 在は自立支援協議会の事務局は他の仕事と兼任であり、協議会の委員は月になんかい あつ そうだんしえん こべつしえんけいかく りつあん みまも ひつよう何回か集まるにすぎず、相談支援、個別支援計画の立案、見守りなどこれから必要

しごと ほか しごと あいま とされる仕事は他の仕事の合間にできることではないので、専任の人材を確保する ひつよう 必要がある。

じりつしえんきょうぎかい と く ぜんこくかくち はじ ちいき じれい も よる 自立 支援協議会の取り組みが全国各地で始まっているが、まだ地域の事例を持ち寄る などデータ 蓄積の段階でしかないのが現状である。しかしながら自立支援協議会の ないまった。 しょうがいしゃ ようす じょじょ み しょうがいしゃ ようす じょじょ み しゅう と 思われる。 はんざい じれいけんとう けんしゅう と しょうがいしゃ はりつしえんきょうぎかい おお みう 現在、事例検討や研修に取り組んでいる自立支援協議会が多く見受けられるが、みまも あんしんかくほ そうだん ぐたいてき かたち かいけっ 景守りや安心確保の相談を具体的な形で解決する「相談支援の解決責任者」というような人的サポートを含めどのような形で地域のどこに配置するのか?必要と されるネットワークの構築も含めて重要なポイントとなると思われる。

_{おおくぼいいん} 【大久保委員】

けつろん **〇結論**

たいき かいけつこんなん かだい しゃかいしげん ふそく ぎょうせい ちいき むりかい その地域における解決困難な課題には、社会資源の不足や行政・地域の無理解な じりつしえんきょうぎかい しゃかいしげん そうしゅつ さい とくべつ ほじょきん ちいき どがあるが、自立支援協議会で社会資源を創出する際に、特別な補助金(地域せいかつしえんじぎょう ほじょかながみの こうふ きのう めいかくか かっせいか 生活支援事業の補助金上乗せ)を交付するなどにより、その機能の明確化と活性化がはか かんが 図れるものと考えられる。

_{おおはまいいん} 【大 濱委員】

けつろん **〇結論**

じりつしえんきょうぎかい しちょうそん はくせい 自立支援協議会が市町村のサービス抑制のツールになっている地域があるという してき 指摘がある。そこで、

- じりつしえんきょうぎかい いいん こうせい かいごとう おお つか しょうがいとうじしゃ かはんすう・自立支援協議会の委員の構成は介護等サービスを多く使う障害当事者を過半数とすること。
- ・最重度の障害者の1人暮らしの支援を実践しているヘルパー事業所を委員にする。
 くに じゅつしえんきょうぎかい しょうがいしゃぜんこくだんたい こうせい ちほう きょうぎかい かけま ばあい・国レベルの自立支援協議会(障害者全国団体で構成)が地方の協議会が誤った場合しどう けんげん も じゅつしえんきょうぎかい ときまかず よくせい に指導できる権限を持たせる。自立支援協議会がヘルパー時間数の抑制のツールにてんか 転化しないようにする。

りゆう

じかんじゅうどほうもんかいご ひつよう しょうがいしゃ たい にち じかんていど じゅうどほうもんかいご 24時間重度訪問介護が必要な障害者に対して、1日8時間程度の重度訪問介護しか にゅんかいかいご ほんにん きぼう く あ出さないプランや、巡回介護や本人の希望していないデイサービスを組み合わせたプラッく じりつしえんきょうぎかい じっさい しちょうそん しきゅうよくせい ついにんきかん ンを作ってしまう自立支援協議会が実際にある。市町村の支給抑制の追認機関になっている協議会もある。

_{おかべいいん} 【岡部委員】

けつろん **〇結論**

じりつしえんきょうぎかい りょうしゃしゅたい けんりょうごきかん めざ ロガス 接協議会は利用者主体の権利擁護機関を目指すのか、それとも事業者 ちゅうしん ちょうせいかいぎ こうしゃ りょうしゃ ひたいしょうせい 中心のたんなるサービス調整会議なのか。後者であれば利用者との非対称性をさかくだい かのうせい ほうていか しんちょう らに拡大する可能性のある法定化には慎重であるべきである。

りゆう

しせつにゅうしょ こと しゃかいしげん く あ かつよう ひっす 施設入所と異なりさまざまな社会資源を組み合わせ活用することが必須となる ちいきふくし れんけい つがど もの はけん にぎ 地域福祉においては連携を司る者がヘゲモニー(覇権)を握ることになるから。

_{おざわいいん} 【小澤委員】

けつろん **〇結論**

*地域づくりという観点で、自立支援協議会という調整と共有の場は必要。このと、 ζ ほうていか ひつよう χ ような取り組みを法定化することは、必要であると考える。

りゆう

- ・自立支援協議会の初期のイメージが多様で、給付管理面のイメージまで入ってしまったことが、この協議会の広がりに大きな影を落としている。
- (まうていか たいぎ なお かんけいきかん かだい きょうゆう れんけい てん 法定化にあたって、定義し直して、関係機関における課題の共有と連携という点しょうてんか いんふぉーまる しげん ふく ちいき すいしん もくてき に焦点化をして、インフォーマルな資源を含めた地域づくりの推進を目的にして ほしい。

ぉ の いいん 【**小野委員**】

けつろん **〇結論**

ひつよう 必要ない。

りゆう 〇理由

じちたいけいかく さくてい てんけん きょうぎかい ひつよう じりつしえんきょうぎかい ちょうせい きょうぎ 自治体計画の策定や点検の協議会は必要だが、自立支援協議会は調整・協議 きのう ていげん ほうこく けんげん ひつよう さべつきんしほう しょうがいしゃ の機能と、提言・報告の権限しかないため必要ない。むしろ、差別禁止法で障害者けんりいいんかい せっち しゅうよう 権利委員会を設置することが重要である。

じりつしえんきょうぎかい 自立支援協議会そのものが必要ないと考えるため、 かいとうふよう 回答不要。

かどやいいん 【門屋委員】

けつろん **〇結論**

ほうていか けんげん ぎ む お かんが **法定化して権限や義務を負わせるべきと考えます**。

りゆう **〇**理由

> せっち 設置していないところと、設置しても形骸化しているところ、工夫をして実質的に やくだ 役立っているところとばらばらとなっている。協議会を義務化して、部会を設け、個別 しえんかいぎ ぎむか かいけつ なく たと 支援会議を義務化して、行政だけで解決できないような仕掛けを作る。例えばこの協 ぎかい ぶかいきょうぎ へ さーびすじぎょう きょか こべつけんとう おこな 協議会の部会協議を経なければ、サービス事業を許可しないとか、個別検討を行わな ければサービスが提供できないとかの仕かけはないものか。

かわさき たつ いいん 【河崎(建)委員】

けつろん **〇結論**

じりつしえんきょうぎかい かた けんとう 自立支援協議会そのもののあり方を検討する。

りゆう

かが国は、社会保障費軽減を目的として行政指導でケアマネージメントが導入 せんもんか がわ せいど ぎじゅつ こんらん りょうしゃしえん りんしょうてき かんが されたため、専門家の側にも制度と技術の混乱がある。利用者支援を臨床的に考えるよりも形式的な業務変更が注目され、対人サービスとすれば当然に行わなければならないケアマネージメントが、妙に報酬や書式など、制度問題にすり替わってしまっている。自立支援協議会はこれらの問題に中心的に係っていかないといけないその役目を果たせてない。

^{きたうらいいん} 【北浦委員】

〇結論

じりつしえんきょうぎかい しょうがいしゃしえん はかる じゅうょう やくわり もっ 自立支援協議会は、障害者支援を図るうえでえ重要な役割を持つものであり、 ほうていか 法定化すべきである。

がいけっこんなん もんだい ぐたいてきかだい ちょうせい はんだいじこう 解決困難な問題については、具体的課題を調整するものとして、問題事項にかんけい じっむしゃ せんもんかなど かんけいしゃ ちょうせいかいぎ もう かいけっ あ 関係する実務者、専門家等の関係者による調整会議を設けて解決に当たる ひつよう 必要がある。

〇理由

ちいき しょうがいしゃしえん むけたかんけいしゃ れんけいきょうりょく きわめてじゅうよう それぞれの地域で、障害者支援に向けた関係者の連携協力が極めて重要である。

こんなん もんだいかいけつ かんけいしゃ きんみつ れんけい じみち どりょく もと 困 難 な 問 題 解 決 には、関 係 者 の 緊 密 な 連 携 による地道な 努 力 が 求 められる。

きみづかいいん 【君 塚委員】

けつろん **〇結論**

ちいき せっち しょうがいしゃしえんそうだんじょ ぎょうせいきかん こうせい きほん すべての地域に設置し、障害者支援相談所と行政機関による」厚生を基本とし、ちいき かだい きょうぎ しすてむ じゅうじつ 地域の課題を協議するシステムとして、充実すべきである。

〇理由

こんどういいん 【近藤委員】

けつろん **〇結論**

じりつしえんきょうぎかい せっち ぎむ きのうきょうか けんげん めいかく ほうていか 自立支援協議会については、設置の義務と機能強化や権限を明確に法定化し、ちいき さまざま もんだいかいけつきかん いち しちょう せきにん うんえい 地域における様々な問題解決機関として位置づけ、市町が責任をもって運営すべきである。

りゅう 〇理由

じりつしえんきょうぎかい うんえい しゅたい ひょう もくてき ひつようせい にんしき 自立支援協議会については、運営の主体や費用、また、目的や必要性の認識もしちょう さまざま じゅうぶん きのう は ほうていか めいかく ししん 市町によって様々であり、十分な機能が果たされていない。法定化し明確な指針をしめ てきせつ うんえい きたい 示すことで、適切な運営が期待できる。

さいとういいん 【*齋 藤* 委員】

けつろん **〇結論**

じりつしえんきょうぎかい うえ きょうか けいしきてき そしき でき まった このまま自立支援協議会を上から強化しても、形式的な組織が出来るだけで、全したかい なだ おいっぱい ない といっとしきょうぎかい かいからだ よさん く時間の無駄に終わるだけである。まず社会福祉協議会を解体してその予算をもってもっと自主的な地域ネットワークづくりを時間をかけて充分に議論を積重ねて創り上げていくべきである。

りゅう 〇理由

げんこう じりつしえんきょうぎかい かか つよ かん ところ 現 行の自立支援協議会に関わって強く感ずる所であり、こうした思いを持ったひと たすう から ひょう げんざい しゃかいふくしきょうぎかい 人は多数いるだろう。新たな費用をかけなくても現在の社会福祉協議会にかけている、膨大な予算を見直せば道が拓ける。

しみずいいん 【清水委員】

〇結論

じりつしえんきょうぎかい きょうぎ かならしさくか さいげんかくほ みち 自立支援協議会での協議は、必ず施策化されるべき。そのための財源確保の道もひつよう きっちりとつけておく必要がある。

たけばたいいん 【**竹 端 委員】**

けつろん **〇結論**

じりつし きょう かい 自立支えん協ぎ会がちゃんと動くような法でい化と、財げんの支えんをすべき。

りゆう **〇**理由

るんてん うんてん うんてん 論 点 F-1-1) で述べた、地いき移こうや地いき生かつ資げん整びは、自立 支えん協 ぎ会 でちゃんと 検 とうされるべき。よって、この協 ぎ会 で決めたことが、 ふくしけい 福祉計かくに 反 えいされたり、あるいは 実 さいの資げんせいびに 使 われるようなしかけとすべきだ。上にかいた二つのプロジェクトのお金も、ここである程 ど 使 えるようにするのはどうか。

たなか のぶ いいん 【田中(伸)委員】

けつろん **〇結論**

はまうていか しちょうそん せっち くじょうかいけつきかん した 法定化すべきである。位置づけとしては、市町村に設置する苦情解決機関の下に くじょう だ じあん じじつかくにん ちょうせい おこな きかん あって、苦情が出された事案についての事実確認、調整などを行う機関とすべきと考

える。

りゅう 〇理由

しょうがいしゃ にちじょうせいかつ みっせつ かか も じりつしえんきょうぎかい かしょう しちょうそん 障害者の日常生活に密接な関わりを持つ自立支援協議会(仮称)を、市町村 せっち くじょうかいけつきかん いちょく にな いち しえん かん きょうぎ に設置する苦情解決機関の一翼を担うものとして位置づけ、支援に関する協議・ たまうせい ば てきせつ こうりつてき うんえい かのう だとう 調整の場とすることが、適切かつ効率的な運営を可能にするものとして妥当である。

なかにしいいん 【中 西委員】

けつろん **〇結論**

> じりつしえんきょうぎかい ほうていか ぎむ 自立支援協議会は法定化、義務づけをするべきではない。

りゆう

なぜなら現行行われている自立支援協議会で当事者ニーズを十分反映できるものはないからである。自立支援協議会を効果あるものにして市町村障害者ふくしけいかく福祉計画につなげられるよう、相談支援事業所を入れた形で地域のニーズ発掘と市の10カ年福祉計画などの原案を作る機関として機能させることができれば3からである。しかし、これを行えるだけの当事者組織が育っていない市村で強引に表表がいるした。これをおきます。ことはできる。しかし、これを行えるだけの当事者組織が育っていない市で強引に義務づけて行うと行政の旗振り役になる可能性が高く、現実にそうなっているために義務づけて拙速にやるべきではなく、当事者組織の充実を待っているために義務づけて出速にやるべきではなく、当事者組織の充実を持つているために義務づけて出速にやるべきではなく、当事者組織の充実を持つているために義務づけて出速にかるべきではなく、当事者組織の充実を持つているために義務づけて出速にかるべきではなく、当事者組織の充実を持つているために表務づけて出速にかるべきではなく、当事者組織の充実を持つているために義務づけて出きないるできながいるである。

なかはらいいん

けつろん **〇結論**

しょうがいしゃじりっしえんほうかいせいあん ほうていか じりっしえん 障害者自立支援法改正案にあったように、法定化すべきである。自立支援 きょうぎかい ちいき にーず ひろ しゃかいしげん そうしゅつ ば きのう きかん協議会が地域のニーズを拾い、社会資源の創出の場として機能できるような機関へ ほっかいどう しょう しゃじょうれい さんこうとすべきである。北海道の「障がい者条例」などを参考にしてはどうか。りゅう

〇理山

じりつしえんきょうぎかい きのう ちいき けいがいか ちいき み 自立支援協議会が機能している地域と、すでに形骸化している地域が見られること ぜせい から、それを是正すべき。

にしたきいいん 【西滝委員】

けつろん **〇結論**

じりつしえんきょうぎかい しゃかいしげん かいはつ ちいきせいかつ きばんせいびとう 自立支援協議会で社会資源の開発、地域生活のための基盤整備等についてのせいさくていげん ちょうかくしょうがいしゃ りょう しゃかいしげん せいび すす じりつ政策提言をおこなう。聴覚障害者が利用できる社会資源の整備が進めよう、自立しえんきょうぎかい いいん ちゅう ちょうかくしょうがいしゃとうじしゃ さんか ぎむづ支援協議会の委員の中に、聴覚障害者当事者の参加を義務付けること。

のはらいいん 【野原委員】

けつろん **〇結論**

しんぽう せいしん う しん じりつ うなが しょうがいしゃふくし かくじゅう じゅうぶん とうじしゃ いけん 新法の精神を受け、真に自立を促し、障害者福祉の拡充を十分な当事者の意見 はんえい ひつよう いちぶ こうへい な 一ズを切り捨てるような中身になるならば、それは弊害になる。

ひがしがわいいん 【東川委員】

けつろん **〇結論**

ちいきじりつしえんきょうぎかい いち 地域自立支援協議会の位置づけ、実際の取り組みは地域格差が本当に大きいと言わざるをえない。的確な取り組みがなされている所では、確実に住民の意識も変わり、地域での支援システムの構築への動きが進んでいる。こうした地域格差をなくすために、法定化も1つの方法であるかもしれないが、それだけでは済まない問題でもある。

ひろたいいん 【**広田委員**】

けつろん **〇結論**

> _{ごとうち} 御当地ソングにすべき

りゆう

ざいせいおよ じんこう こと ちほうぶんけん じだい ぎゃっこう 財政及び人口などいろいろ異なったところや、地方分権の時代に逆行している

ふくいいいん 【福井委員】

けつろん **〇結論**

じりつしえんきょうぎかい ほうりつじょう いちづ ひつよう とく 自立支援協議会は、法律上のしつかりとした位置付けが必要である。特に、しちょうそんしょうがいふくしけいかく ぐたいてき すうち ていあん ちほうぎょうせい しんぎかいてき 市町村障害福祉計画への具体的な数値の提案など、地方行政の審議会的な

やくわり きたい けんりょうご ぶもん もう せっきょくてき と く 役割を期待したい。権利擁護の部門も設けるべきであり、積極的に取り組んでほしい。 りゅう

〇理由

ちいき じっじょう おう そうだんしえんし すて む 地域の実情に応じて相談支援システムをつくるなどの条件整備にあたって、このじりっしえんきょうぎかい せっきょくてきかつよう ふかけっ とく しちょうそんしょうがいふくしけいかく 自立支援協議会の積極的活用が不可欠である。特に、市町村障害福祉計画の さくせい ちいき じょうきょう じゅうぶん はんえい たいき じょうきょう じゅうぶん はんえい 作成にあたって地域の状況が充分に反映されていないこともあるので、当事者やじゅうみんさんか けいかく つく しんちょくじょうきょう ちぇっく もと 住民参加のもとに計画を作り進捗状況をチェックしていくことが求められる。

ふじいいいん 【藤井委員】

けつろん **〇結論**

ほうていか ひつよう ちいき しゃかいしげん しょうあく ちいきふくし かだい けんとう 法定化は必要である。その地域の社会資源の掌握とともに地域福祉の課題の検討 かくきかん れんけい ようきのう ていげんきのう も いちと各機関の連携の要機能や提言機能を持ったものとして位置づけられるべきである。りゆう

〇理由

せっち ぎむか きてい とどうふけん ふくしけんいき せっちりつ 設置の義務化が規定されていないため、都道府県や福祉圏域ごとの設置率が100% ほどとお せっち こうせいいん かいさいじょうきょう おお もんだい じりっに程遠く、設置されていても構成員や開催状況などに多くの問題があり、自立しえんきょうぎかい きのう じゅうぶん は い がた じょうきょう 支援協議会の機能が十分に果たしているとは言い難い状況にあるため。

ふじおかいいん 【藤 岡委員】

けつろん **〇結論**

ほうていか はんだん 法定化がいいのか判断がつきかねる。

りゆう

ちいき かだい きょうゆうか ちいき れんけい けんりょうご むす りねん わる な 地域の課題を共有化 して地域の連携 や権利擁護に結びつけるという理念は悪くは無い。

じちたい しせい とうがいちいき しょうがいしゃかんけいだんたい かっぱつ など さゆう 自治体も姿勢や当該地域での障害者関係団体の活発さ等にも左右されている おも ひょうか おお わ おも と思うが、評価は大きく分かれているように思える。

もんだいてん かいぜんてんなど しゅうやく あらた よ せいど かんが 問題点、改善点等を集 約して、改めてより良い制度を考えたらよいのでは。

ますだいいん

〇結論

しょうがいしゃしさく ぜんしん じりつしえんきょうぎかい しさく 法定化されるだけでは 障 害 者 施策は 前 進 しない. 自立支 援 協議会に施策をぜんしん けんげん ひつよう じりつしえんきょうぎかい こういき せっち ばあい前 進させる権 限が必要. 自立支 援 協議会が広 域で設置されている場合には、それ

ちいきじったい じりつしえんきょうぎかい はあく かだい だれの地域実態が自立支援協議会で把握されていくのか課題がある.

みうらいいん 【三浦委員】

けつろん **〇結論**

やくわり ゃくわり めいかくか きのうきょうか かんてん そうきゅう ほうていか じりつしえんきょうぎかい役 割の明確化と機能強 化の観点から、早 急に法定化すべき。自立支援協議会 ゆうこう きのう ちいき きばんせいび さーびすていきょうしゅたいかん れんけい そくしんとうが有効に機能することが、地域の基盤整備、サービス提供主体間の連携の促進等 にとって不可欠である。

りゆう 〇理由

ちいき しょうがい ひとびと かか さまざま もんだい はあく こじん にーず しげん 地域の 障 害 のある人 々に関わる様々な問題を把握し、個人のニーズと資源を かいけつ ほうしん しめ きのう はっき ほうていか ざいせいてき つなぎながら、解決のための方針を示す機能を発揮すべきであり、法定化し財政的 うらづ めいかく ひつよう 裏付けも明確にする必要があるため。

みつますいいん 【光增委員】

けつろん **〇結論**

ほうていか ひつよう じゆうらいみ しゃかいふく ししんぎかい しょかつか ていあん法 定化は必要であり、従来見られた社会福祉審議会のように所轄課が提案 ないよう ついにんしもんきかん とど しさくけつていきのう ゆう じした内容への追認諮問機関に留まらせてはならない。施策決定機能を有する自 りつしえんきょうぎかい いち いいんこうせい ついにんしもんきかん そうだんしえん立支援 協議会と位置づけ、委員構成も追認諮問機関にならないよう、相談支援 きかん ふく せんこう 機関を含めて選考しなければならない。

りゆう 〇理由

ほうてい か ほうていか ぎょうせい うご しちょうそんしょくいん じりつしえんきょうぎ法 定化しないと 行 政は動かない。市町村職員にもきちんと自立支援協議 かい ゃくわり きのう しゆうち しく ひつよう しゃかいふく ししんぎかい こうせいいん 会の役割や機能を 周 知させる仕組みが必要。また、社会福祉審議会の構成員は、 かい やくわり きのう けんきゅうしゃ だんたい せきにんしゃとう こうせい つうれい げんば 研 究 者・団 体の責任者等で構成されているのが通例である。現場で、サービ ていきょう かか ひと とうじしゃ いけん しゆうやくだんかい せいさス提供に関わっている人たちや当事者の意見は、集約段階で精査されてリア めい え そうだんしえんきかん ふく こうせいいん ぎむづリティ名ニーズとはなり得ていない。相談支援機関を含めた構成員を義務付けるこ じゆうよう とが 重 要である。

みやたいいん 【宮田委員】

けつろん

〇結論

ちいきじりつしえんきょうぎかい ほうていか しちょうそんぎょうせい ふくむしょうがいじ しゃしえん かんけい 地域自立支援協議会は法定化し、市町村行政を含む障害児・者支援に関係す だんたい とうじしゃ ねっとわーく きばん じちがたきこう いちづけ せっちうんえいる 団体と当事者のネットワークを基盤にした自治型機構として位置付け、設置運営に しちょうそん せきにん めいかく ついては市町村の責任を明確にする。

りゅう 〇理由

くにしゅどう ぜんこくいちりつ さーです うけられた そもせいど ちがい たいとう かんけい きばん 国主 導で全国ー 律のサービスが受けられた措置制度と違い、「対等な関係を基盤とした利用・契約」を前提とする障害者総合福祉法の下では、当事者・家族のめいかく ようきゅう さーびす かくだい じゅうじつ むけたしちょうそん ぎょうせいどりょく のよう 明確な要求とサービスの拡大や充実に向けた市町村の行政努力が必要になる。市町村行政の意識が高く当事者の声が大きい地域とそうでない地域がある。市町村行政の意識が高く当事者の声が大きい地域とそうでないけいきかりサービス格差の拡大を防止するためには、当事者の二一ズを集約して関めいたが、とうじしゃ にーズを集がして関めいてでといいきが多当事者自身が協議できる仕組みが必要となる。多角的な情報をとようじしゃじしん。 まょうぎ できる しん組みが必要となる。 多角的な情報をできる地域やとうじしゃはいいけつ はかり しちょうそんぎょうせい どりょく きゃっかんてき ひょうか をきうじしゃ して課題解決を図り、市町村行政の努力も客観的にご評価できる地域によったなりまなります。 はいかいてき はいまったがでは、とうがにしゃそうごうふくしほう てんかい ふかけつ きゅう しょうがいしゃそうごうふくしほう てんかい ふかけつ きのうと はりつよんきょうぎかい しょうがいしゃそうごうふくしほう てんかい ふかけつ きののうと 大きの変がある。必要がある。

もりいいん 【森委員】

○結論

地域の社会資源の掌握のためにも、自立支援協議会については法定化をすべきかんが 表 る。そして、地域における解決困難事例を具体的に解決へと導くために は、相談支援事業所のみならず、サービス提供事業所、医療関係、教育関係、 ないきじゅうみん しょうがいとうじしゃ たが 五いに緊密な連携を図ることが求められる。 また、障害当事者などが、互いに緊密な連携を図ることが求められる。 また、障害当事者の保護者の高齢化にともなう 重層的な課題を解決するために は、地域包括支援センターをはじめとする高齢名 つびする とも連携する必要 ないきほうかつしえんせん たったい こうれいしゃぶんや さーびする とも連携する必要 もある。さらに、地域自立支援協議会は、地域の課題を施策に結びつけるための提言ものう ないきもと 地域に求められる必要な社会資源創生のためにも、大きな役割を果たすと期待される。

〇理由

ちいきじりつしえんきょうぎかいせいひつようせい きてい じじつ ざんねん きのう 地域自立支援協議会の必要性は既定の事実であるが、残念ながら、その機能がじゅうぶんはっき 十分発揮されていない。

ゃまもといいん 【山 本委員】

けつろん **〇結論**

ほうていか 法定化すべきではない

りゆう

ちいき れんけい せいしんしょうがいしゃ お つ じさつ 地域の連携は精神障害者を追い詰め自殺をもたらすから

ひつよう ほんにん けんりしゅちょう ささ あどぼけいと あくまで必要なのは本人の権利主張を支えるアドボケイトであり、そうした あどぼけいと けっか も ちいきしげん かいはつ むす つ しょうがいしゃ アドボケイトの結果を持って地域資源の開発に結び付けるべきであり、障害者をたいしょう じりつしえんきょうぎかい せいしんしょうがいしゃだんあつ ちいきふぁしずむたいせい 対象とした自立支援協議会は精神障害者弾圧の地域ファシズム体制である

ろんてんえふ じりつしえんきょうぎかい ぎろん しゃかいしげん そうしゅつ 論 点 F-2-2) 自立支援協議会の議論から社会資源の創出につなげるために、どのよう ざいげんてき うらう ひつよう うな財源的な裏打ちが必要か?

あさひないいん 【朝比奈委員】

〇結論

いざわいいん 【伊澤委員】

〇結論

ちいき しげんそうしゅつ たいして くに しえん できるしくみづくり ひつよう地域からの資源 創 出に対しても国としての支援が出来る仕組み作りが必要

〇理由

せっかく ちいき なか ひつよう さーびす かんがえて ちほう ざいげん きゅうされて じっし折角、地域の中から、必要なサービスを考えても、地方の財源に左右されては実施 がげり ちほうじちたいたんい できるしくみ ひつように陰りがでる。地方自治体単位で取り組みが出来る仕組みが必要である。

いしばしいいん 【石 橋委員】

けつろん **〇結論**

せんくてき じぎょう しゃかい しょだんたい じょせい う じっし ぜんこくてき ひろ 先駆的な事業ならば、社会の諸団体の助成を受けて実施し、全国的に広げらしゃかいしげん くに ざいせいてき うら ひつようれる社会資源であれば国の財政的な裏づけが必要となります。

うじたいいん 【氏田委員】

けつろん **〇 結 論**

じりつしえんきょうぎかい こんごもと もくわり しょうがいしゃ ちいきせいかつ 自立支援協議会が今後求められる役割としては、障害者の地域生活におけるなしょなるみにまむ いじ けんいん きのう そうだんしえんじぎょうしょ じょうほう ナショナルミニマムの維持を牽引していく機能、そして相談支援事業所の情報しゅうやく とうがいちいき こゆう かだい はあく まのうけん きのう たいり はあく まり しゃかいしげん ちいき とうぜん せんてい 大ショナルミニマムに関わる社会資源はすべての地域にあって当然という前提であれば、この点は F-1-1 や F-1-3 の論点と重なってくる。そのように考えると、本論点にかいいしげん そうしゅつ ちいきせいかつしえんじぎょう かか ぶぶん おも で言う「社会資源の創出」とは地域生活支援事業に関わる部分だと思われるため、で言う「社会資源の創出」とは地域生活支援事業に関わる部分だと思われるため、

ざいげんてきうらう ちいき ざいせいじょうきょう おう ちいき こゆう ちいきせいかつしえん 財 源 的 裏打ちとしては、地域の 財 政 状 況 に 応 じて、地域に固有の地域 生 活 支援

_{おおくぼいいん} 【大久保委員】

けつろん **〇結論**

ま じりつしえんきょうぎかい ほうていか いち めいかくか 先ず、自立支援協議会の法定化し、その位置づけを明確化するとともに、そこでの ぎろん え しゃかいしげん そうしゅつ とくべつ ほじょきん ちいきせいかつしえんじぎょう 議論から得られた社会資源の創出について、特別な補助金(地域生活支援事業の ほじょかながみの こうふ しく かんが 補助金 上乗せ)を交付することができるような仕組みが考えられる。

おおはまいいん

けつろん **〇結論**

にち じかんいじょう ほうもん しちょうそんふたん ぶぶん けいげん ていど けいげん 1日8時間以上の訪問サービスへの市町村負担25%部分の軽減を1%程度に軽減 どういつけんない しちょうそんかん どういつけんない しちょうそんかん ふたんちょうせい くに ほじょぞうかする。(たとえば同一県内の市町村間での負担調整や、国の補助増加)

かいごほけん ほけんりょうちょうしゅうねんれいひ さ じ なんわり しょうがい かいごきゅうふ く い介護保険の保険料徴収年齢引き下げ時には、その何割かを障害の介護給付に組み入 れる。

しょうひぜいぞうぜいじ ていど しょうがいしゃしさく く い 消費税増税時には、その1%程度を障害者施策に組み入れる。

〇理由

しょうひぜいぞうぜい かいごほけん こうひふたん あ かいごほけんりょう ちょうしゅうたいしょう さいらいみまん 消費税増税を介護保険の公費負担に当て、介護保険料の徴収対象を40歳位未満に ひろ かくせいとう ぜんせいけんとき かんてい けんとうかいとう けんとう しょうがい 広げることを、各政党や前政権時の官邸の検討会等で検討されてきたが、障害の ざいげん わす さ すいしんかいぎ せいふ こうしき きかん 財 源 のことが 忘 れ去られている。 推 進 会議でしっかりとアピールし、政府の公式な機関 ^{ぶんしょか} として文書化すべき。

おざわいいん 【小澤委員】

けつろん 〇結論

じりつしえんきょうぎかい けんとう あいであ なか とく じゅうよう はきゅうこうか たか・自立支援協議会で、検討されたアイデアの中で、特に、重要で波及効果の高い くに ほじょ ゆうせんてき う せいこうほうしゅうてき じちたいかんものは、国からの補助を優先的に受ける、といった成功報酬的な、自治体間の きょうそうてき ほじょほうしき 競争的な補助方式があってもよいのではないか。

りゆう 〇理由

けいけん じりつしえんきょうぎかい かん いよくてき じちたい じちたい そうでない自治体と、そうでない自治体と さ はげ いよくてき じちたい りぇき めいかく しめ の差が激しいこと。意欲的な自治体には、それなりの利益があることを明確に示し き きょうか じゅうよう ぜんこくいちりつ ほじょほうしき あらた じちたい て、やる気を強化してあげることは重要。全国一律の補助方式を改めて、自治体 きょうそうてき しきんかくとく の競争的な資金獲得があってもよいのではないか。

かどやいいん 【門屋委員】

けつろん **〇結論**

じりつしえんきょうぎかい ほんとう ひつよう みと しげんかいはつ おこな 自立 支援協議会で本当に必要と認めて資源開発が行われるときは、国、とどうふけん ほじょきんせいど るうしゅつ 都道府県の補助金制度があるといったことがあれば、創出しやすい。 りゅう

〇理由

かっぱつ きょうぎかい しげんかいはつ あいであ で とくてい ほうじん けんとう 活発な協議会では、資源開発のアイデアが出て、それを特定の法人が検討する げんじつ そうしゅつ こんなん おお しげんといったことも見られるようです。しかし、現実は創出が困難なことが多く、資源 ふそく ちいき たくさん いちばん げんいん ざいげんかくほ 不足の地域は沢山あります。一番の原因は財源確保です。

こんどういいん 【近藤委員】

けつろん **〇結論**

ちょうきてき しょうがいふくしけいかく とうめんきっきん かだい くに 長期的には障害福祉計画につなげていく。当面喫緊の課題については、国のじぎょう ほせいよさん たいおう かくほ 事業であれば補正予算で対応することを確保する。

りゆう 〇理由

じりつしえんきょうぎかい ぎろん けっか ちいきかだい と あ ひつよう しさく 自立支援協議会による議論の結果を地域課題として取り上げ、必要であれば施策に はんえい なが し、しかるべき予算組みをするといった流れができれば、有効な協議会になるとかんが 考える。

さいとういいん 【 齋 藤 委員】

けつろん **〇 結 論**

げんざい じりつしえんきょうぎかい ぎろん ちいき しょうがいしゃだんたい じぎょうだんたい 現 在の自立支 援 協議会の議論ではなく、もっと地域に障 害 者 団 体・事 業 団 体のした こと じちたい しょうがいしゃふくしけいかく 下からの事をつなげて、F-1-4)にかかわる自治体の障 害 者 福祉計 画 としていくなら ひつよう しゃかいしげん そうしゅつ ばより必要な社会資源の創出につながっていく。

しみずいいん 【清水委員】

〇結論

げんこう {ちいきせいかつしえんじぎょう} りんく かたち しみん とうじしゃ いこう現行での「地域生活支援事業」とリンクさせた形での、市民や当時者の意向を

じちたいどくじ しげんそうしゅつ すす しく すいあげ自治体独自での資源 創 出 をどんどんと進めていける仕組みはつくれないか。

たけばたいいん 【**竹 端 委員】**

けつろん **〇結論**

> ^{ろんてん} 論 点 F-2-1) と 同 じ

なかにしいいん 【中 西委員】

けつろん **〇結論**

はいれては市町村が策定した地域移行10カ年戦略に基づくサーびすりょう だい ちいきいこう いりょうづ しょーとすてい しゃかいしげん そうしゅっピス 量 の拡大や地域移行のための医療付きショートステイなどの社会資源の 創 出 しゅっしてメニューを決めて全額負担で財政支援をすべきである。また自立支援協 がおいまいま かねんけいかく た そうごうふくしほう もと しょうがいふくしけいかく さくせい 議会が地域での10カ年計画を立て総合福祉法に基づいた障害福祉計画を作成 かねん きかん した場合においても、その10カ年の期間においては、地域移行に関連して財政負担が せんがくこっこほじょ すいしん はか 出た分に関して全額国庫補助でその推進を図るべきである。

なかはらいいん 【中原委員】

けつろん **〇結論**

じりつしえんきょうぎかい ぎろん しゃかいしげん そうしゅつ そうりょう みきわ くに 自立支援協議会の議論からでた社会資源の創出の総量を見極めたうえで、国とくべつ ほじょきん こうふ ひつようが特別な補助金を交付することが必要である。

にしたきいいん 【西 滝 委員】

けつろん **〇結論**

じりつしえんきょうぎかい ていげん こうもく ちいき ひつよう せいど かんけいしゃ 自立 支 援 協 議会から 提 言 された 項 目 は、その地域で 必 要 な制度を 関 係 者・とうじしゃ ふく かくにん いっぱん したものであり、国・地方自治体に 優 先 的 な予算 配 分 を 講 じざいせいじょう ゆうせんじゅんい ひつようるような 財 政 上の優 先 順 位 が必 要である。

のはらいいん【野原委員】

けつろん

とうじしゃ $_{s_i}$ $_{j_t}$ せんもんか しみん えぬぴーおー きぎょう $_{s_i}$ きょうどう つく だ こま しえん 当事者、行政、専門家、市民、NPO、企業の協働を作り出しきめ細かな支援 $_{no}$ $_{no}$ は可能にする。

_{ぎょうせい} ざいせいてき ささ 行 政がこれらを財 政 的に支えるようにする。

ふくいいいん 【福井委員】

けつろん **〇結論**

じりつしえんきょうぎかい だ ていあん しさく さいせい もちろん、自立支援協議会に出された提案を、施策につなげていくための財政 ほしょう か とく そうだんしえん けあまねじめんと たい ひょうか ほうしゅうじょう 保障は欠かせない。特にまず、相談支援、ケアマネジメントに対する評価を報酬上 いちづ そうだんしえん きのう じゅうじつ でしっかりと位置付け、相談支援の機能を充実させるべきである。

りゅう 〇理由

はんげん しちょうそんしょうがいふくし ここに権限をもたせていくことが、資源開発の担保になる。市町村障害福祉けいかく ぐたいてき すうちもくひょう ていあん計画への具体的な数値目標の提案と、つながるからである。

ふじおかいいん 【藤 岡委員】

けつろん **〇結論**

わからない。

りゆう **〇**理由

> しつもん いと りかい 質問の意図が理解できていない。

^{みうらいいん} 【三浦委員】

けつろん **〇結論**

かくちいき しょうがいふくしけいかく みなお はんえい しく けんとう 各地域における 障 害 福祉計画の見直しに反映される仕組みとなるよう検討する。また、急ぎの課題については、地方自治体の責任において財源の手当がなされる こんなん ばあい くに せきにん たんぽ しく かんが べきであるが、それが困難な場合には、国の責任において担保する仕組みを考える ひつよう 必要がある。

りゆう

 t_{0} ちゅうちょうきてき しゃ しゃかいしげん そうしゅつ ひつよう いそ かだい 中長期的視野で、社会資源の創出が必要であるもの、急ぎの課題として ひつよう しく ひつよう ひっとう 必要となるものが柔軟に整備される仕組みをつくる必要があるため。

^{みつますいいん} 【光 増委員】

けつろん **〇結論**

かくしちょうそん けんいき とどうふけん う しゃかいしげん たい きせい ほうせい 各市 町 村・圏 域・都道府県で浮かぶ社会資源に対するニーズは、規制の法制

ど ざいげん く い こんなん ばあい おお とくていざいげん ようい 度・財源に組み入れることが困難な場合が多い。特定財源を用意するか、もしく ざいげん りゅうよう しととう しば けいげん は財源の流 用・使途等についての縛りを軽減すべきである。

りゅう 〇理由

がぎ ざいせいじょうきょう あら ざいげん う だ こんなん ざい 限られた財政 状 況 から、新たな財源を生み出すことは困難である。ために、財 げん りゆうょう かいしゃくとう だんりょくか はか ひつよう 源の流 用・解 釈 等について弾力化を図る必要がある。

もりいいん 【森委員】

〇結論

しょうがいしゃふくしりょういき できょういくかんけいきかん 障害者福祉領域のみならず、高齢者福祉領域、医療、教育関係機関、ちいきふくしかんけいきかん ねっとわーく さんかく うんよう じりつしえんきょうぎかい 地域福祉関係機関のネットワークが参画して運用されるのが自立支援協議会であったが まる。また、障害のある一人ひとりの不便性を解消するための社会資源をそうしゅつ だれ く まばん かんが 自出することは、誰もが暮らしやすいまちづくりの基盤である。そのようなことを考えると、地域の特性を生かし、関係各領域の財源を包括的に活用することがじゅうよう 要であると考える。

〇理由

ちいき とくせい い かんけいかくりょういき ざいげん ほうかつてき かつよう じゅうよう 地域の特性を生かし、関係各領域の財源を包括的に活用することが重要 かんが とうごう ぜんてい であると考える。ただし、介護保険との統合を前提とするものでない。

ろんてんえふ しょうがいしゃふくし すいしん いっぱんしみん りかい さんか じゅうよう 論 点 F -2-3) 障 害 者福祉の推進には、一般市民の理解と参加が重 要 であるが、 組み込めるか?

あさひないいん 【朝比奈委員】

〇結論

いっぱんしみん りかい さんか しょうがいしゃふくし わくぐみ ちいきふくし わくぐみ 般市民の理解と参加は、障害者福祉の枠組みではなく、地域福祉の枠組みで ぃぉゔゖる 位置づけるべき。

いざわいいん 【伊澤委員】

〇結論

きほんてき さべつきんしほう けんりじょうやく ていしょう おもう 基本的には、差別禁止法や、権利条約での提唱だと思う。

〇理由

ほうせいど わくぐみ せんこう なか みんい おいついて しんじる けんこうぞうしんほう 法制度の枠組みを先行する中で、民意は追い付いてくると信じる。(健康増進法や えきまえあんぜんじょうれい とうしょ いわかんあった かんきょう しかけづくり駅前安全条例なども当初は違和感あった)まずは環境という仕掛けづくり。

いしばしいいん 【石 橋委員】

けつろん **〇結論**

しょうがいしゃふくし すいしん こくみん りかい すす ほうりつ く こ 障害者福祉の推進は、国民の理解がなくては進まないので法律に組み込むのは 困難。

とうじしゃ ちか たちば こうせい せっきょくてき いっぱんしみん かのう当事者に近い立場の構成とすればもっと積極的に一般市民へのアピールが可能 ではないか。

うじた いいん 【氏田委員】

けつろん **〇結論**

りねんてき ぐたいてき けいとうた とりく ほうていか 理念的ではなく、具体的で系統立ったものであるならば、その取組みを法定化する かんが りねんてき しみん りかい さんか じりつしえんきょうぎかい かことは考えられるが、理念的な「市民の理解と参加」を自立支援協議会に課すことは ^{はんたい} 反 対である。

くわ いっぱんしみん さんか りかい とうがいちいき ひと にんげん たようせい にんち加えて、一般市民の参加と理解は、当該地域の人たちが人間の多様性を認知する きゃぱしてぃ も たけのキャパシティを持てるかどうかに関わっている。日本が進めてきた障害者施策 は「障害の有無」ということに焦点が置かれてきており、その人の存在そのものを認めるという部分が薄い。そのため、障害児者を支援するのではなく、自分一人では乗りるという部分が薄い。そのため、障害児者を支援するのではなく、自分一人では乗りることにない理由で社会生活に難のある人に対する支援を考えるという広い枠組みの中に、障害者支援を位置づけるような子育て支援政策や親支援政策、学校を表がいる。このような状況を実現するための、すべての人がその人らしく生きていくための包括的な法整備ができればよいと考える。

りゆう 〇理由

ししゃかいふくしきょうぎかい ちくしゃかいふくしきょうぎかい はじ ちく と く 市社会福祉協議会、地区社会福祉協議会などが始めている地区での取り組みとれんどう 連動するべきではないか。

おおくぼいいん

けつろん **〇結論**

いっぱんしみん りかい さんか たん りねんてき すす こうかてき おも 「一般市民の理解と参加」は、単に理念的に進めても、あまり効果的とは思えな ぐたいてき けいとうた とりく ほうれいか かんが い。具体的で系統立った取組みを法令化することは考えられる。

_{おおはまいいん} 【大 濱委員】

けつろん **〇結論**

> じりつしえんきょうぎかい ほう いち 自立支援協議会は法に位置づけるべきではない。

りゆう

しちょうそん しきゅうよくせい てつだ じりつしえんきょうぎかい げんだんかい ほうていか きけん 市町村の支給抑制を手伝っている自立支援協議会もある。現段階での法定化は危険。

おざわいいん 【**小澤委員**】

- けつろん **〇結論**
 - じりつしえんきょうぎかい しょうがいしゃしさくすいしんきょうぎかい いったいてき と く・これは、自立支援協議会だけでなく、障害者施策推進協議会と一体的に取り組かだい かんが み課題と考える。

かわさき たつ いいん 【河 崎 (建)委員】

けつろん **〇結論**

しょうがいしゃさぽーた そうせつ 障害者サポーターの創設

りゅう 〇理由 にんちしょうたいさく ホニネ にんちしょうさ ぽーた ようせい よう いっぱんしみん たい 認 知 症 対 策 で 行われている、認 知 症 サポーター 養 成 の 様 に、一 般 市民に 対 ししょうがい せつめい りかい うなが こうざ ひら いっぱんしみん しょうがい たい りかいて 障 害 の 説 明、理解を 促 す講座を 開くことにより、一 般 市民の 障 害 に 対 する理解と さんか うなが 参加を 促 す。

かわさき よう いいん 【川崎(洋)委員】

〇結論

じりつしえんきょうぎかい いっぱんしみん こうぼ いいん さんか かいぎじろく 自立支援協議会に一般市民を公募して委員として参加してもらう。会議事録などはこうかい こうほう しみん しゅうち公開として、広報などで市民に周知するようにする。

〇理由

しょうがいしゃ しょうがいしゃ かんけいしゃ もんだい こくみんぜんたい もんだい 障害者のことを障害者、関係者だけの問題とせず、国民全体の問題であ ひつよう ることを認識してもらう必要がある。

_{きみづかいいん} 【君 塚委員】

つ結論

せんしんてき じれい はっくつ やくわり しく つく た 進 的な事例の発 掘を役割のひとつとする仕組みを作る。

〇理由

しえん せんもんしょく ちいきじゅうみん 支援は 専 門 職 だけがおこなうということではなく、日 常 生 活 の 中 で、地域 住 民 の きんか そくしん かめ まくしん きんか きくしん さんか きくしん さんか と い 参加することを 促 進 することを取り入れる。

こんどういいん 【近藤委員】

けつろん **〇結論**

いっぱんしみん りかい さんか しょうがいしゃきほんほう きてい うえ そうごう 一般市民の理解と参加については、障害者基本法に規定し、その上で、総合ふくしほう ぐたいてき きてい 福祉法に具体的に規定してはどうか。

しみずいいん 【清水委員】

〇結論

じりつしえんきょうぎかい と く じゅうよう 自立支援協議会の取り組みも重要 であるが、そもそも障害 を持つ人 たちこそがしゃかい か しみん かちかん か たが そんちょう ゆた せん 会を変え、市民の価値観を変え、お互いが尊重 されるより豊かなまちづくりのにな て 担い手であるということを、この新たな仕組み全体 の中で (この法律 の中で) 実態化することが必要である。

たけばたいいん 【**竹 端 委員**】

けつろん **〇結論**

いま じ し きょう かい どりょく すん 今の自りつ支えん協ぎ会でも、努力すればできるが、何からの予さん上の応えん ひつよう は必要。

りゅう **〇**理由

つの自りつ支えん協ぎ会は、何のために必ようか、があまり理かいされていない。それは、自治体の担とう者の理かい不足や、この協ぎ会のつくりかたのまずさによる ぶぶん すく いっぱっぱっぱっぱっぱい おお のじっさいのくらしがわかるソーシャルワーカーが配 ちされたら、そういう部ぶんも大きく変わるはずだ。先の論 点 C-3-3)でも書いたが、そういう人ざいを育てることは、ぜったいに必ようだ。

たなか のぶ いいん 【田中(伸)委員】

けつろん **〇結論**

る。こ 組み込むことができる。

りゆう

ちいき せいかつ けんり じつげん しょうがいしゃ せいかつ ちいき しょうがいしゃ たい 「地域で生活する権利」の実現には、障害者が生活する地域の障害者に対する りかい ゆうわ ふかけつ じりつしえんきょうぎかい かしょう かつどう ちいき 理解と融和が不可欠である。自立支援協議会(仮称)の活動として、地域における しょうがいしゃ りかい そくしん かつどう おこな ひつよう のぞ ほうこう 障害者の理解を促進する活動を行うことは、必要であり、望ましい方向である。

なかにしいいん 【中 西委員】

けつろん **〇結論**

ふくしさ - び す じじつ しみん じぜん はか ひつよう 福祉サービスも事実を市民に事前に 諮る必要はない。

りゆう

なかはらいいん 【中原委員】

けつろん **〇結論**

しょうがいふくし すいしん じりつしえんきょうぎかい しみんかつどう なか く こ ほんらい 障 害 福祉の推進には、自立支援協議会を市民活動の中に組み込むことが本来 すがた かんが の 姿 であると考える。

ひがしがわいいん 【東川委員】

けつろん **〇結論**

しょうがい ひと ちいきせいかつ ささ かお み かんけい なか やはり、障害がある人の地域生活をいかに支えるかを、「顔が見える関係」の中 ぐたいてき ろんぎ ほうさく だ しこうさくご じっさい しえん かさ で具体的に論議し、方策をひねり出して、試行錯誤しながら、実際の支援を重ねていたいせつ じっさい しえん ちくせき かてい ぐたいてき しゃかいしげん かいはつくことが大切である。実際の支援を蓄積する家庭で、具体的な社会資源の開発・そうしゅつ ちいき へんかく わず すす かんが 割出につながり、地域の変革が僅かずつではあっても進んでいくのだと考える。

ひろたいいん 【**広田委員**】

けつろん **〇結論**

く 組み込まない

りゆう

ひと $_{0}^{0}$ $_{0}$

ふくいいいん 【福井委員】

けつろん **〇 結 論**

ぜんじゅつ じりつしえんきょうぎかい かつどう なか く こ かんが 前 述 したように、自立 支 援 協議会の活 動の中に組み込まれなければならないと考 ちいき しゃかいふくしほうじん ほうじん かんけい しょだんたい ぴあかうんせりんぐえる。地域の社会福祉法人やNPO法人、関係する諸 団体、ピアカウンセリングじぎょう せっきょくてき さんか かつよう はか 事業などの積極的な参加と活用を図っていくべきである。

りゆう

ふじおかいいん 【藤 岡委員】

けつろん **〇結論**

じりつしえんきょうぎかい かんけい ほうせいど かんが 自立支援協議会との関係はともかく、法制度にすることは考えたほうがいい。

〇理由

しょうがい しゃかい しんぽう きほんりかい ほう もり こ ひつぜん 障害の社会モデルという新法の基本理解からすれば法に盛り込むことは必然だから。

ますだいいん 【増田委員】

○結論

かくりせいさく あらためる わけへだてないしゃかい じつげん ひつょう まずは隔離 政 策 を改めること. 分け隔てない 社 会 を 実 現 することが 必 要. どの ちいき しょうがい ひと くらし はたらき まなぶ じったい かえ 地域でも 障 害 のある人が暮らし・働 き・学ぶことがその 実 態 を変えていく.

みうらいいん 【三浦委員】

けつろん **〇結論**

しちょうそんおよび けんいきれ べる とりくみ ほか そうだんしえんじぎょうしゃなど てきせつ れんけい 市町 村及び、圏 域 レベルでの取 組の他、相 談 支援事 業 者 等 との適 切な 連 携のもと、より身近な生 活 圏 での継 続 的な取り組みを担保する仕組みが必 要 である。 しゃかいふくしきょうぎかい がっこう たちいき たよう しゅたいまた、取り組みにあたっては、社 会 福 祉 協議会、学 校、その他地域の多様な主体の協力を得ながら進める仕組みを築いていく。

いっぱんしみん りかい さんか しょうがいしゃきほんほう そうごうてき ぎろん なお、一般市民の理解と参加については、障害者基本法での総合的な議論と、けいかくよてい さべつきんしほう けいはつ ひつよう じりつしえんきょうぎかい しみんさんか かのう計画予定の差別禁止法による啓発が必要で、自立支援協議会への市民参加、(可能 こうかい はか ほうほう かんが なら)公開を図ることも1つの方法ではないかと考える。

りゅう 〇理由

いっぱんしみん りかい さんか ふくしせさく しゅたいてき かか じゅうょう 一般市民の理解と参加については、福祉施策の主体的な関わりが重要であるが、がっこうきょういく しゃかいきょういく きょういくせさくなど れんけい じゅうよう学校教育、社会教育など教育施策等との連携も重要となるため、よりはばひろ しゃ けんとう てきせつ おも幅広い視野で検討することが適切であると思われるため。

もりいいん 【森委員】

〇結論

ちいき じりつしえんきょうぎかい きのう ひと しょうがいしゃふくし すいしん しょうがい 地域における自立支援協議会の機能の一つとして、障害者福祉の推進と障害

たい いっぱん しみん りかい うなが しくみ ほうてき めいぶんか かんが に対する 一般 市 民の理解を 促 す 仕 組みを法 的に明文化すべきと 考 える。

〇理由

しょうがいしゃふくし すいしん じりっしえんきょうぎかい きたい もと 障害者福祉の推進のために、自立支援協議会への期待が求められることからもほうてき いち ひつよう おも 法的な位置づけが必要と思われる。